

令和8年 3月 2日開会
令和8年 3月24日閉会

令和8年第1回(3月)定例会

川根本町議会

令和八年第一回（三月）定例会

川根本町議会

令和8年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（3月2日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定	7
○議案第5号の上程、説明	7
○議案第6号の上程、説明	8
○議案第7号の上程、説明	8
○議案第8号の上程、説明	9
○議案第9号の上程、説明	9
○議案第10号の上程、説明	10
○議案第11号の上程、説明	10
○議案第12号の上程、説明	11
○議案第13号の上程、説明	11
○議案第14号の上程、説明	12
○議案第15号の上程、説明	12
○議案第16号の上程、説明	13
○議案第17号の上程、説明	13
○議案第18号の上程、説明	14
○議案第19号の上程、説明	14
○議案第20号の上程、説明	15
○議案第21号の上程、説明	15
○議案第22号～議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
○散 会	18

第 2 号（3月12日）

○開 議	21
------	----

○議事日程の報告	2 1
○諸般の報告	2 1
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	2 1
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	2 2
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	2 3
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	2 3
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	2 4
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	2 6
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	2 6
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	2 7
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	3 2
○発議第 1 号の上程、採決	3 2
○散 会	3 3

第 3 号 (3月24日)

○開 議	3 7
○議事日程の報告	3 7
○諸般の報告	3 7
○一般質問	3 7
山 田 貴 之 君	3 8
山 下 真 男 君	5 1
野 口 直 次 君	6 5
佐々木 直 也 君	7 7
○議案第 2 2 号～議案第 2 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	8 6
○閉 会	9 4

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	石	関		華	君	
2番	爾	見	淳	芳	君	
3番	山	田	貴	之	君	
4番	野	崎	郁	徳	君	
5番	山	下	真	男	君	
6番	佐	々	木	直	也	君
7番	石	山	貴	美	夫	君
8番	野	口	直	次	君	
9番	中	原		緑	君	
10番	澤	西	省	司	君	

不応招議員（なし）

令和8年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和8年3月2日(月)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 5号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8号 川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第11号 川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第12 議案第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第13 議案第15号 令和7年度川根本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議案第16号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第17号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第18号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第19号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第20号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第21号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第22号 令和8年度川根本町一般会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 令和 8 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 2 3 議案第 2 5 号 令和 8 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和 8 年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
日程第 2 5 議案第 2 7 号 令和 8 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和 8 年度川根本町簡易水道事業会計予算

出席議員（10名）

1番	石 関 華 君	2番	爾 見 淳 芳 君
3番	山 田 貴 之 君	4番	野 崎 郁 徳 君
5番	山 下 真 男 君	6番	佐々木 直 也 君
7番	石 山 貴美夫 君	8番	野 口 直 次 君
9番	中 原 緑 君	10番	澤 西 省 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	渡 邊 誠 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	澤 口 誠一郎 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	鈴 木 浩 之 君
建 設 課 長	山 本 庸 輔 君	総合支所長兼 観光交流課長	神 谷 毅 君
教育総務課長	柴 亨 君	社会教育課長	向 島 裕 人 君
会計管理者兼 会計課長	相 村 禎 君	代表監査委員	山 本 銀 男 君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 寛 明

開会 午前 9時00分

◎開 会

- 議長（澤西省司君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
ただいまから令和8年第1回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

- 議長（澤西省司君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（澤西省司君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は山本銀男代表監査委員にも出席していただいております。



◎諸般の報告

- 議長（澤西省司君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月17日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、議案24件が町長から提出されております。
監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（澤西省司君） 定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして、御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。
○町長（藺田靖邦君） おはようございます。
定例会初日ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

あさってからいよいよ予算審議ということで、また御足労願うわけですが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、今日は、議員の皆さん、後ろから入ってくるから見ていないかもしれないですが、受付のところが明るくなったものですから、また帰りに寄って見てください。よろしくお願いたします。

それと、明日は国のほうに要望活動へ行ってみります。特別交付税の関係、あとは国交省の関係、そういったことで、また皆さんに御報告もさせていただきますが、今回、多くの議案があります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（澤西省司君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤西省司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、石山貴美夫君、8番、野口直次君を指名します。



◎日程第2 会期決定

○議長（澤西省司君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定しました。



◎日程第3 議案第5号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第3、議案第5号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第5号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について説明いたします。

創造と生きがいの湯においては、町民のための社会福祉施設であるという考えの下で利用料金を据え置いてきましたが、近年の物価、人件費や燃料費などの高騰により、運営状況は大変厳しい状態が続いております。

創造と生きがいの湯は、町民相互の交流の促進と心身の健康増進、介護予防及び生きがい活動を支援する社会福祉施設であり、今後の継続的で安定した施設運営を図ることを目的に利用料金の上限の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で町長の説明を終わります。



◎日程第4 議案第6号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第4、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第6号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等が公布され、子ども・子育て支援金制度が令和8年4月1日から施行されることに伴い、川根本町国民健康保険税条例の規定の整備を図る必要があります。

また、被保険者の減少や医療費の増加に対応するために、医療分の税額を引き上げる税率改定も併せて行うものです。

今回の主な改正内容は、医療分税率改定と、子ども・子育て支援納付金課税額の定義、税率及び課税の特例等に関する規定の整備になります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第5、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和7年8月の人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ、一般職の初任給及び若年層を中心とした水準の引上げ、期末・勤勉手当の支給率の引上げ及び平準化、通勤手当の支給限度額の引上げ並びに日直手当の引上げを行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第8号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第6、議案第8号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第8号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和7年8月の人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ、一般職と同様に、特別職の期末手当の支給率を引上げ及び平準化を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第9号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第7、議案第9号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第9号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和7年8月の人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ、一般職の任期付職員の給料月額の上上げ、期末・勤勉手当の支給率の上上げ及び平準化を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第10号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第8、議案第10号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第10号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

施設予約システム導入に伴い、利用者に施設や備品の使用料が明確になるよう、現状の施設、備品等に併せ、別表第1及び別表第2を最新のものにするため条例の一部の改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第11号 川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第9、議案第11号、川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第11号、川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本年度、企業版ふるさと納税により寄贈していただいたカヌー及びSUP（サップ）を有効に活用するため、広く貸出しを行います。これにより、地域の自然資源を活用した町の新たな魅力として発信していきたいと考えております。

つきましては、カヌー及びSUP（サップ）を規定に追加するため、条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第10 議案第12号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について**

○議長（澤西省司君） 日程第10、議案第12号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第12号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、令和8年4月1日から施行されます。このたび、この改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第11 議案第13号 川根本町過疎地域持続的発展計画の変更
について**

○議長（澤西省司君） 日程第11、議案第13号、川根本町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第13号、川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。

本計画は令和3年4月1日から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、人口減少や高齢化が進む過疎地域が生活基盤の維持向上を目指し、総合的、計画的に取り組むために策定する計画であります。

この過疎地域持続的発展計画を策定することにより、過疎対策事業債の発行等、有利な財源措置が活用可能となります。

今回、現行計画が令和7年度末をもって期間満了となることから、令和8年度から令和12年度を計画期間として更新を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第14号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び規約の変更につ
いて

○議長（澤西省司君） 日程第12、議案第14号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第14号、静岡縣市町総合事務組合規約の変更について説明いたします。

本件は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に関する事務を共同で処理している静岡縣市町総合事務組合の構成団体に変更があったため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、構成団体の一つである南伊豆地域清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散し、本組合から脱退することに伴うものです。これにより、静岡縣市町総合事務組合の構成団体に変更となるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第15号 令和7年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

○議長（澤西省司君） 日程第13、議案第15号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第15号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,338万円を追加し、総額を66億9,800万円としたいものです。

今回の補正は、完了または変更見込みに伴う事業費の減額のほか、国の重点支援地方交付金による全町民を対象とした現金給付、防犯カメラ設置補助金、プレミアム付き商品券事業、LINE電子クーポン事業を計上したほか、森林環境譲与税基金、寸又峽溪谷保全基金、減債基金への積立金、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の負担金、町道梅高中央線排水路改修工事の誘導員増員に係る経費、また、県の過疎対策事業債の残り枠を活用して、次年度予定していた三ツ星学園トイレ改修工事に係る経費を計上しています。その他、給与改定によ

る人件費の計上、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額を計上しています。

第2表の債務負担行為の補正については、L G W A N接続回線の開設及びルーター借上げと接続に必要な事業の限度額とさせていただくものです。

第3表の繰越明許費については、今回計上した重点支援地方交付金に係る事業をはじめとした年度内に完了が見込めない各種事業費の繰越し限度額をお認めいただきたいものです。

第4表の地方債補正については、歳入歳出予算に計上した過疎対策事業債について、借入限度額を補正したいものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第16号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（澤西省司君） 日程第14、議案第16号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第16号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、総額を7億5,134万円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第17号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（澤西省司君） 日程第15、議案第17号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第17号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万3,000円を追加し、総額を1億5,255万3,000円としたいものです。

静岡県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第18号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（澤西省司君） 日程第16、議案第18号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第18号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,881万2,000円を減額し、総額を14億260万円としたいものです。

今回の補正は、介護保険法改正に伴うシステム改修費、給与改定による人件費を増額する一方、介護サービス等諸費、高額介護サービス費、特定入居者介護サービス費の実績に伴う減額が主な内容となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第19号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（澤西省司君） 日程第17、議案第19号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第19号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、総額を2,450万円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第18 議案第20号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（澤西省司君） 日程第18、議案第20号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第20号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、総額を5,215万5,000円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第19 議案第21号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（澤西省司君） 日程第19、議案第21号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第21号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第3条の収益的収入及び支出について、収入においては30万円を増額し、総額1億6,057万5,000円とし、支出においては60万円を増額し、総額2億252万4,000円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の増額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

- ◎日程第20 議案第22号 令和8年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第21 議案第23号 令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第22 議案第24号 令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第23 議案第25号 令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第24 議案第26号 令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- ◎日程第25 議案第27号 令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- ◎日程第26 議案第28号 令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算

○議長（澤西省司君） 日程第20、議案第22号、令和8年度川根本町一般会計予算から日程第26、議案第28号、令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議題を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第22号から28号については、令和8年度における一般会計から各特別会計及び企業会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

議案第22号、令和8年度川根本町一般会計当初予算は68億9,700万円で、前年度と比べ4億8,000万円、率にして7%の増額となる予算編成となりました。

近年、当初予算においては、新斎場建設やし尿等中継槽に係る予算計上等により予算規模が大きくなっておりました。令和8年度予算では、大井川鐵道全線復旧に向けた支援をスタートするとともに、高度情報基盤設備の高度化に係る費用などにより、予算規模は過去3番目に大きな規模となっています。しかし、国や県の補助金や過疎対策事業債といった有利な地方債を財源とし、可能な限り町の財政負担を抑えた予算編成としています。

歳入歳出予算については、第1表歳入歳出予算のとおりです。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額については第2表債務負担行為のとおりです。

また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については第3表地方債のとおりです。

議案第23号、国民健康保険事業特別会計は7億6,300万円で、前年度比2,400万円、率にして3%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第24号、後期高齢者医療事業特別会計は1億6,530万円で、前年度比1,510万円、率に

して10%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第25号、介護保険事業特別会計は14億420万円で、前年度比880万円、率にして1%の減額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第26号、訪問看護事業特別会計は2,519万円で、前年度比199万円、率にして8%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第27号、いやしの里診療所事業特別会計は6,200万円で、前年度比1,140万円、率にして19%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第28号、簡易水道事業会計は、令和5年度から企業会計となっており、収益的収入が1億5,630万9,000円、収益的支出は1億9,915万7,000円です。資本的収入が7,124万8,000円、資本的支出が9,350万3,000円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する2,225万5,000円については、当年度分消費税などの資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

町長として2期目を迎えた私ですが、これまで、学校再編、斎場やし尿施設をはじめとしたハード整備、いわゆる基盤整備に尽力してまいりました。2期目に当たる令和8年度からは、公約にも掲げた「ハードからハート」を根幹に置きながら、令和8年度予算テーマを「つなぐ」とし、町の未来のために人への投資、地域資源への投資に力を入れていきたいという思いを予算に込めています。豊かな人材を育て町の将来につなげる、地域資源を生かして人をつなげることで、令和8年度予算を将来にわたり持続可能な町を目指し、未来につなぐためのネクストステージとして位置づけ、予算編成に取り組みました。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第22号から議案第28号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第28号については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く9人の議員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長(澤西省司君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月12日午前9時に開会し、委員会付託以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時37分

令和8年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和8年3月12日(木)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 議案第 5号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 6号 川根本町国民健康保険税の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 8号 川根本町特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 9号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第10号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第11号 川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第12号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第13号 川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第10 議案第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第11 議案第15号 令和7年度川根本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議案第16号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第17号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第18号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第19号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第20号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第21号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 発議第 1号 川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（10名）

1番	石 関 華 君	2番	爾 見 淳 芳 君
3番	山 田 貴 之 君	4番	野 崎 郁 徳 君
5番	山 下 真 男 君	6番	佐々木 直 也 君
7番	石 山 貴美夫 君	8番	野 口 直 次 君
9番	中 原 緑 君	10番	澤 西 省 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	渡 邊 誠 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	澤 口 誠一郎 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	鈴 木 浩 之 君
建 設 課 長	山 本 庸 輔 君	総合支所長兼 観光交流課長	神 谷 毅 君
教育総務課長	柴 亨 君	社会教育課長	向 島 裕 人 君
会計管理者兼 会計課長	相 村 禎 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 寛 明

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（澤西省司君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（澤西省司君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（澤西省司君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
3月4日から11日までの5日間、令和8年度予算特別委員会が開催され、連日熱心に御審議いただきました。ありがとうございました。
17日には現地調査と委員会採決が行われる予定です。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第5号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について

- 議長（澤西省司君） 日程第1、議案第5号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第6号 川根本町国民健康保険税の一部を改正する条例について

○議長(澤西省司君) 日程第2、議案第6号、川根本町国民健康保険税の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町国民健康保険税の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第3、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第8号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第4、議案第8号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第9号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第5、議案第9号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第10号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第6、議案第10号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第11号 川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第7、議案第11号、川根本町本川根B & G海洋センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町本川根B&G海洋センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第12号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長(澤西省司君) 日程第8、議案第12号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第13号 川根本町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長(澤西省司君) 日程第9、議案第13号、川根本町過疎地域持続的発展計画の変更につ

いてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第14号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び規約の変更につ
いて

○議長(澤西省司君) 日程第10、議案第14号、静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第15号 令和7年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

○議長(澤西省司君) 日程第11、議案第15号、令和7年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、令和7年度川根本町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第16号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(澤西省司君) 日程第12、議案第16号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第17号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（澤西省司君） 日程第13、議案第17号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第18号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(澤西省司君) 日程第14、議案第18号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第19号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(澤西省司君) 日程第15、議案第19号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第20号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(澤西省司君) 日程第16、議案第20号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第21号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(澤西省司君) 日程第17、議案第21号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 発議第1号 川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(澤西省司君) 日程第18、発議第1号、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 異議なしと認めます。したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号を採決します。

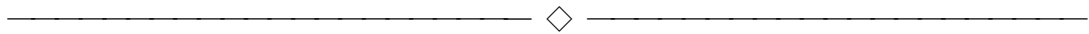
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長(澤西省司君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月24日、午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時21分

令和8年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和8年3月24日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第22号 令和8年度川根本町一般会計予算
- 日程第 3 議案第23号 令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算

出席議員（10名）

1番	石 関 華 君	2番	爾 見 淳 芳 君
3番	山 田 貴 之 君	4番	野 崎 郁 徳 君
5番	山 下 真 男 君	6番	佐々木 直 也 君
7番	石 山 貴美夫 君	8番	野 口 直 次 君
9番	中 原 緑 君	10番	澤 西 省 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	渡 邊 誠 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	澤 口 誠一郎 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	鈴 木 浩 之 君
建 設 課 長	山 本 庸 輔 君	総合支所長兼 観光交流課長	神 谷 毅 君
教育総務課長	柴 亨 君	社会教育課長	向 島 裕 人 君
会計管理者兼 会計課長	相 村 禎 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 寛 明

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（澤西省司君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（澤西省司君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月12日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（澤西省司君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
3月12日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。
その後、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には、議会だよりの作成に関する会議を行っていただきました。3月17日には予算特別委員会を開催し、現地調査と委員会採決を行っていただきました。
なお、監査委員からお手元に配付のとおり、指定管理者監査結果について報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

- 議長（澤西省司君） 日程第1、一般質問を行います。
通告制により通告された質問者は、山田貴之君、山下真男君、野口直次君、佐々木直也君であります。
順番に発言を許します。
再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。

質問の制限時間は30分です。的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

3番、山田貴之君、発言を許します。3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） 皆さん、おはようございます。3番、山田貴之です。

12月定例会に引き続き一般質問を行います。

今回の一般質問については、職員時代に携わってきました行政改革、防災、指定管理者制度、またデジタル化について、今後の方向性を中心に質問いたします。これまでの経験を踏まえながら、これらの重要な課題について行政とともに推進していけるよう、町長のお考えを確認していきたいと考えております。

まず、質問の1つ目、行政改革を実施していく体制について伺います。

12月定例会において、町長は行政改革の重要性について複数の議員の質問に対し答弁されました。私の質問に対しては、補助金の見直し、またそのほかにも役場組織の再編をはじめ、業務全体の見直しについて力強く発言されております。しかし、私は経験の中で、歴代の町長が行政改革を進めようとしていたのにやらなかった時代を経験しております。いや、正確にはやれなかった、進められなかったのかもしれませんが。今回は藺田町長が進める行政改革、町長のお言葉を借りるならば、業務の棚卸しの実効性を確実にするため、まず次の3点についてお聞きいたします。

①組織再編についての考え方、そして実施していくに当たり、そのスケジュール感について伺います。

②職員の定員管理についてどう進めていくのか、その方向性について伺います。

③現在、町が管理運営をしている公の施設を将来的にその全てを存続させていくことは財政的に不可能です。一刻も早く今後の公の施設の在り方についてまとめていかなければならない時期に来ております。そのことについてどう考えておられるのか伺います。

質問の2つ目です。緊急情報の配信について伺います。

2月2日の全員協議会において、現在ほぼ全世帯に配備されているIP告知放送システム「かわねフォン」の更新についての説明がありました。整備後10年以上が経過し、現システム及び端末の更新時期を迎えていること、また、近年におけるスマートフォンの普及により新たな情報配信方法が見込まれること、そして、ここが一番大きな理由です。町の財政状況により、全世帯への端末更新が大変厳しい状況であることが説明されました。

議員においても全ての端末を更新し、全世帯へ再配備することは、財政的にもやるべきではないことが理解されるとともに、若い世代を中心に端末を必要としない世帯も多いという認識が共有されたと思います。

私も全世帯への配備については必要ないと考えております。しかし、その場でも質問をしましたが、スマートフォンを所持されていない世帯、また、若い世代が昼間働きに出かけられた後に自宅に残されている方々、そして障害等により音声放送を確認することが難しい方々に対し、防災情報を中心とする緊急情報をどのようにして配信されるのか大変不安に思

っております。町長もそうした方々への緊急を要する情報配信について、今後の大きな課題であると回答されました。その後、一月以上が経過し、庁内での議論も進んだことと思います。次のことについて改めてお聞きいたします。

①現在計画されているスマートフォンの町公式LINEを利用できない方々に対し、どのような方法で緊急情報を配信される考えなのか伺います。

②防災情報を含めて、どのような緊急情報あるいは直ちに伝達したい情報が考えられるのか伺います。

質問の3つ目です。指定管理者制度について伺います。

1月の全員協議会では、音戯の郷の運営において、指定管理者制度の採用の可能性についての説明がありました。音戯の郷に限ったことではありません。指定管理者制度そのものについてどう考えておられるのか伺うものです。

①町が所有管理する公の施設について、どのような管理方法があるのか説明願います。

②その中で指定管理者制度を採用するメリットとは何なのか伺います。

③指定管理者は施設ごとに定められる年数ごとに審査され、議会の議決によって決定されます。令和8年度において更新が予定されている施設があるのか伺います。

④指定管理者の指定においては、基本的には公募により募集し、指定管理者審査委員会において審査され、事業者が決定された後に議案として議会に上程されます。公募以外の方法を採用される場合について、どのような場合があるのか伺います。

質問の4つ目です。DX推進計画について伺います。

令和8年度当初予算において、DX計画のロードマップ策定支援に関する予算が計上されました。行政におけるデジタル化を含め、DXの推進については、国もデジタル田園都市構想の推進に力を入れており、町としても力を入れていかなければならないものであると認識をしております。

国は令和2年12月にDX推進計画の初版を策定し、静岡県は、それを受けて令和4年3月にふじのくにDX推進計画を策定しました。さらには国は自治体におけるDXを推進するためのマニュアルとして、自治体DX推進の全体手順書を令和3年7月に策定し、自治体に周知しております。

そうした流れの中で、第1次DX推進計画は令和7年度末を期限とされており、それを受けて令和8年度におけるロードマップ関連予算の計上となったと考えております。そのDX推進について、次の点について伺います。

①ロードマップ策定の基本となるべく町のDX推進計画の策定についての現状を伺います。

②県内における他自治体におけるDX推進計画の策定状況について伺います。

③DXを推進していくに当たり、町長はDXによってどの分野において、どう改革していきたいと考えているのか伺うものです。

ちょっと質問を欲張ってしまいまして4つになってしまいました。今回ちょっと浅く広く

というようなことになるかと思いますが、よろしくをお願いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（澤西省司君） ただいまの山田貴之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、山田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の1から3の行政改革を実施していく体制についてお答えをさせていただきます。

1つ目の組織再編についての考え方についてですが、行政改革を推進する上で、組織再編はサービスの質の向上と効率化を図るための重要な施策であると認識しております。

現在、現状の課題や改善策を幅広く検討するために、所属長の意見も丁寧に聴取しております。今後は、聞き取った内容を精査し、状況を見極めながら段階的に対応していく考えであり、いずれにしましても、町民の皆様に貢献できるよう、真に実効性の高い組織運営を目指しております。議員が職員時代とそれは変わっておりません。

2つ目の職員の定員管理についてですが、現在、令和6年3月に制定した川根本町定員適正化計画に基づき、適切な定数管理を心がけ、進めているところです。職員の定数管理につきましては、行政サービスの質を維持しつつ、効率的な組織運営を実現するために非常に重要な課題であると認識をしております。現状の財政状況や町民ニーズ、業務量の変化を把握し、その状況に応じた適正な人員配置となるよう定期的な見直しを行っております。

また、職員の勤務環境やモチベーションにも配慮し、適切な数の職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できる体制づくりに努めております。

当町におきましては、同規模の自治体と比較して職員数が多いという認識も持っております。所属長には町民サービスの低下を招かないよう、事務の効果的なスクラップ・アンド・ビルドを徹底するよう指示しております。

今後も持続可能な組織運営を目指し、必要に応じて柔軟に対応をまいります。

3つ目の公の施設の在り方についてですが、現在の公の施設をそのまま継続していくことは、財政状況を考慮すると困難であると認識をしております。

今後の公の施設の在り方については、川根本町公共施設等総合管理計画に基づき、町が施設を保有・管理する必要性、老朽化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、更新、統合、廃止等を進め、総量の適正化を必ず図っていきます。

令和8年1月22日の全員協議会でも御説明しましたが、まずは、音戯の郷の公募による売却を令和8年度上半期をめどに実施するために、現在、公募のための情報収集や準備を進めているところでございます。

これらの取組を一つ一つ着実に進めるとともに、得られた経験をほかの施設にも生かしてまいります。財政状況や住民のニーズのバランスを十分に考慮しながら、総合的かつ慎重に判断を行い、町民の皆様に引き続き良質なサービスを提供できるよう努めてまいります。

2つ目の1つ目です。公式LINEアプリを利用できない方への情報発信についてお答えします。

公式LINE以外での情報発信としましては、毎月発行の広報紙に引き続き重要な情報を掲載し、全戸に配布いたします。災害時などの緊急性の高い情報につきましては、従前どおり、屋外スピーカーによる放送を実施し、町内全域への周知徹底を図ってまいります。

また、必要に応じて各自治会を通じて情報共有を行いますので、その際には地域内での円滑な情報伝達に御協力をお願いいたします。

2つ目です。防災緊急情報など、住民の皆様へ伝達を要する情報についてお答えをさせていただきます。

全国瞬時警報システムによる国民保護情報、緊急地震速報、風水害時における避難情報、火災による緊急出動、林野火災警報などが挙げられます。

緊急情報以外では、道路情報、バス運行情報、水道の断水情報、熱中症や食中毒警報等がございます。

3の1から4、指定管理者制度についてお答えします。

1つ目の公の施設の管理方法についてですが、指定管理者制度は、地方自治法第24条の2に基づく管理手法であり、民間やNPO、ほかの公共団体など、行政以外の専門的な団体の力を活用し、効率的かつ効果的な運営を図ることを目的とした制度でございます。

当町におきましてもこの制度を積極的に活用し、施設の管理運営の質の向上はもとより、利用者サービスの充実にもつなげてまいりたいと考えております。

指定管理者の選定に際しましては、公正かつ透明な手続を重視し、施設の特性や地域の実情に即した適切な管理体制の確保に努めてまいります。

今後も本制度の運用状況を適切に把握しながら、町民の皆様にとってよりよい施設サービスの提供を目指してまいりたいと思っております。

2つ目に、指定管理者制度を採用するメリットについてですが、指定管理者制度を活用することにより、当町としては次のような利点があると考えます。

まず、専門的なノウハウを持つ民間企業やNPOなどに施設の管理運営を委ねることで効率的な運営が可能となり、運営コストの削減が期待できます。

また、民間の柔軟な発想やサービス提供力を生かすことで、利用者満足の向上や多様なニーズに応じたサービス展開が可能となります。

さらに日常の施設管理業務を外部に委託することにより、行政は政策企画やほかの重要業務に専念できるという利点もございます。

また、地域のNPOや企業が指定管理者となる場合には、地域資源の活用や地域経済の活性化にも寄与すると考えております。

3つ目の令和8年度に議決する案件ですが、観光施設9件でございます。内訳は、観光振興センター、奥大井もりのくに、ウッドハウスおろくぼ、キャンプ場6件となっております。

いずれも令和6年4月1日から令和9年3月31日までの指定期間となっており、令和9年4月1日からの指定について、令和8年度中に議決をいただきたいものとなっております。

4つ目の町の考え方について説明いたします。

指定管理者の選定につきましては、公募を基本とすることで透明性や公平性を確保し、適切な管理運営を実現できるものと考えております。当町におきましても、この公募制度を基本として引き続き運用していく考えであり、今後も公正で開かれた選定手続に努めてまいります。

また、必要に応じて改善点などを検討しながら、町民の皆様信頼される施設運営を目指してまいります。議員の皆さんにも御協力、また御指摘をお願いしたいと思っております。

4つ目の1つです。最新のDX推進計画の策定状況についてお答えします。

本町でこれまでDX推進に関する個別かつ包括的な計画はございませんでしたが、町の総合計画及び行政改革大綱に基づき、実現に向けた取組を進めてまいりました。令和8年度には、これまでの取組や課題認識を踏まえ、総合計画との整合性を図りながら、DX方針のさらなる具体化を進め、複数年度を見据えたより実効性の高いロードマップを策定する予定でございます。

4つ目の2つ目です。県内の他自治体におけるDX計画の進捗状況については、担当課長より説明いたします。

3つ目です。DX推進における基本的な考え方についてお答えします。

本町は、全ての人が恩恵を受けられるDXを基本方針とし、まずは内部業務のデジタル化を推進してまいります。内部業務のデジタル化による効率化は、ひいては行政サービスの迅速化や質の向上にもつながり、結果として住民の皆様が実感できる利便性の向上へとつながるものと考えています。

また、高齢化率が高い本町の現状を鑑み、デジタルデバイド対策も早期に取り組むべき課題と認識しております。

こうした方針に基づき、令和8年度には民間企業からDX推進アドバイザーを起用し、さきに述べましたDX方針の具体化とロードマップ策定を強力に推進してまいります。

以上です。

○議長（澤西省司君） 服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） それでは、4の②県内のほか自治体におけるDX計画の進捗状況についてお答えいたします。

先ほど山田議員もおっしゃったとおり、静岡県は令和4年にふじのくにDX推進計画を策定しております。

ほか自治体に関しましては、近隣市町でございますが、牧之原市と御前崎市が令和3年に、静岡市と島田市が令和4年に、吉田町が令和5年にそれぞれDX推進計画を策定しております。

以上でございます。

○議長（澤西省司君） 再質問を許します。

3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） それでは、1つ目の行政改革の実施体制についてから再質問に入ります。

先ほどまず組織再編についての考え方及び現状について答弁いただきました。その答弁を聞くに当たりまして、町長、本当に早期に組織改編を実施していく考えがあるのか、少し疑ってしまいました。私、これまでの経験から、まずタイミングとしては、課長、担当職員、これらが複数人退職されるというか、退任される、そうした時期が一番タイミング的にはいいのではないかと考えております。それが昨年度末であって、そして今年度末、それぞれ4人が退任される時期、ここがベストではなかったのかと考えました。町長、こうしたことを考えまして、どうしたタイミング、時期が最も適当だと考えておられるのか伺うものです。

○議長（澤西省司君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議員時代にも災害があって、危機管理課というところを設けました。

それは山田議員、いろんな協力の中であつくりということの中において、危機管理課をつくった、そんな記憶があります。確かに今年4人の課長、正直できる課長たちなものだから。いろんな意味の中において、やはり指示役というのは不可欠だと考えています。その時期とか何とかいろんなことがある。先ほど議員が総務課長時代も災害があって大変なところを乗り越えた、2人でいろんなことを考えて。そういった時期においても、やはり危機管理課というのを設けよう。災害にどうやって立ち向かっていくか、そういった意味の中で新しい課も設けたし、組織も変更してきました。そしてその時期の中において、今後もその可能性をやはり探っていかなきゃいけないなど、そんなふうな思いでおります。

だから、時期的に今とか何とかということは、やはり災害があったときにはそうしたし、今度は4人辞める。いろんな時期の中に課長って、私にとっては本当部下で大事な人間だから、ここにいる人間は。体制づくりというのをやはりしっかり考えて、私自身もその時々で可能性を考えてやっていきたいと思っています。

○議長（澤西省司君） 山田貴之君。

○3番（山田貴之君） 次に移りますが、私、先ほど壇上からの質問において、行政改革を業務の棚卸し、町長よく言われている言葉であります、と表現しましたが、ちょっと町長の答弁を聞いてもイメージが浮かんできませんでした。町長、私以外の議員の方々、また実際に棚卸しを実行する職員の皆さんにも分かりやすく、町長が発言する棚卸しとは何なのか少し教えていただけないでしょうか。

○議長（澤西省司君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 1月の全協で皆さんにも業務の棚卸しという言葉を使わせていただきました。商工会の祝賀会というか、賀詞交歓会のときも、商工会の皆さんに、議員で来てい

る人と来てない人もいるかもしれませんが、あえて御商売をなさっている方だから、棚卸しという言葉、使いました。御商売をやっている方は要るものは要る、要らないものは要らない。議員も承知のとおり、1期4年の私の仕事というのはすさまじかったということ。やらなきゃいけないことがあったから。合併特例債、最初はまず学校再編があつて、斎場、し尿中継槽、いまだにし尿中継槽はいろんなことがあるんですけども、その後、応えてやっていかなきゃいけないことだから、それも含めて、振り返るときに何がということは、やはり過去のことも私は思っていた。

先ほど議員も言ったように、行政が町長、何もやってこなかった。やれなかったのかもしれない。ただただ焦って焦って来て、だから、4年間の自分の焦りもあったけれども、合併特例債というものがあつて、最後だから、そんな私自身もあつたし、議員もお二方おられるんですけども、総務課長やった方が。その頃は必死だったから、こっちが。だから、職員もみんなたまらなかつたと思う、やることばかりで。それで、そこに災害もあつたり、振り返っているいろいろ思ったんですけども、やはり振り返らなきゃいけないということも重要なことでして、私には。

その中の業務の棚卸しという意味合いは、皆さんにここで言うておくけれども、過去の経緯で始まったものが現在はある。ずっと歴史があるから、この役場というところの。だから、意味を失っている会議や報告作業、これは要らない。これから先どういうふうに私がやっていくかというのは、本当に4年間の忙しさから今やっと2期目に入って、いろんなことを思うんですけども、その繰り返しの中でまださらにある。意思決定の明確化、これも出来てないと思つてきて。

それともう一つ、組織分化の刷新、やめてもよいという価値観を根づかせたいところもある。そうすると職員って必ず動く。だから、やめるという宣言というのもこれから先大事なんじゃないかなという、引き続きも大事なんですけども、だから、自分にとっては洗濯と選択だよ。2個あるでしょう。洗濯機の洗濯、あと選択、だから、そういったことを含めて、これから先、行政運営もやっていきたいし、余計職員も大変になってくる。自分が厳しいから。今日も放送で聞いていると思うけれども、そういった意味の中において、刷新、だから、そういった意味で業務の棚卸しという言葉を使ったという。商売用語だけれども、行政に棚卸しという言葉を使っていいのかわかりませんがちょっと分からないけれども、そういった言葉が浮かんで表現を使った。分かっていただけでしたか。

○議長（澤西省司君） 山田貴之君。

○3番（山田貴之君） それでは、次に、職員の定員管理、定数管理について伺います。

町長、12月定例会におきまして、数年以内に予算規模の身の丈に合った予算額にしていきたいと発言をされました。令和8年度一般会計当初予算に占める人件費が約21%であります。そのときの12月定例会の行政側からの説明と伺いますか、それで目指すべき予算額、私の記憶では55億円というような、それが理想だと発言されたと記憶をしております。この予算額

において、例えばこれは大井川鐵道の支援が終了する3年後を想定した場合に、55億円になったとしました。そのときに現在の人件費、これがそのままであれば、その占める割合が約26%で、5%ほど上昇します。その時点で人件費、抑えられるのか。また、現在の比率を維持できると考えておられるのか伺うものです。

○議長（澤西省司君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

町が目指すべき予算規模を約55億円とする考えは、財政の健全化と持続可能な運営を目指したものであります。これに伴い、人件費の割合についても現状の約21%を維持できるよう、管理、調整していく考えでございます。

具体的には、効率的な人員配置や業務改革の推進により、人件費の適正化を図りながら、サービスの質の維持向上をさせていくことを重視しております。そのため、数年後においても現状の比率を大幅に超えないよう努めてまいります。ただし、人口動態の変化や社会情勢の影響も考慮しつつ、柔軟に対応していく必要があると認識しております。引き続き財政全体のバランスを重視し、持続可能な行政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（澤西省司君） 山田貴之君。

○3番（山田貴之君） ちょっと質問変えますが、行政改革に関連しまして12月定例会において質問したことですけれども、補助金の改廃状況、これは令和8年の当初予算を編成して、少し数値というか、見直し等が進んだと思います。その状況について少し教えてください。

○議長（澤西省司君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

見直しの結果、廃止した補助金につきましては10件、縮小を行った補助金については7件、新設は1件でございます。

以上です。

○議長（澤西省司君） 山田貴之君。

○3番（山田貴之君） まず、補助金については、現在で言いますと中東情勢等に関連しまして、ガソリン価格を代表としました燃料費の高騰による影響が既に出ていると感じております。行政におかれましては、原油価格の上昇によります各産業への今後の影響を見極め、できる限り速やかに補助金制度を整備し、町民への影響を最小限に抑えていただきたいと思いますと考えております。

特に茶業においては、この先数か月が年間の中で一番活気があふれる重要な時期を迎えます。摘採時期を終了した6月補正予算での対応でも構いません。遡及措置により、この町を支える農家への手助けをお約束いただきたいと思います。特にこの件に関しては事前に通告している内容とちょっと異なっておりますので、答弁のほうは必要ありませんが、よろしいですか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 山田議員がおっしゃるとおり、補助金、起債、いろんな意味の中において、大切なものは使い切りたい。そうやってやっていかないと、こんな財政規模が小さいところが先ほど55億という話もあったけれども、松崎町はあの人数で40億ぐらい。うちの前だと合併してからいろいろやらないきゃいけなかった。でも、それは全て今言った補助金、有利な起債、その中でやってきた。今年も地方交付税、大体24億ぐらいと皆さんお分かりでしょう。特別交付税、2月に国へ行ってお願いもいろいろしてきて、初めて30億超えた。全体で令和7年災害のときでも4億ぐらいもらって、今年も3億8,000万ぐらい国のほうから頂いて、そういった政治の力というのは絶対必要なことだと思っているから、そういったことも含めて補助金、起債、そういったものは有利な起債も使いながらいろんなことをやってきて、今そういう時期だから、本当に特例債があって、つくらないきゃいけないものがあつたから、先ほどお茶のこの話を議員言ってくれたけれども、いろんなことの中で、これから煎茶も抹茶も、抹茶もまた2倍ぐらい伸びるらしいけれども、もうかってくれればありがたいけれども、いろんな補助金の制度を使いながら、これから産業のほうも進めていきたいし、観光も当然そうだし、いろんな意味を含めてやっていきたい、こんなふうに思っています。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） それで、2つ目の質問の緊急情報の配信についてに移ります。

まだ町長の記憶にはっきり残されていると思いますが、令和4年の9月、台風10号災害が発生しました。私も当時の防災担当である総務課長としてできる限りの対応をしてきたと自負しております。大雨警報に引き続いて洪水警報が発令されて、午後11時手前であったと記憶しておりますが、高齢者避難情報を発令する決断を町長に促しました。その後、午後11時から2時間の間に約180mmの記録的な降雨量を記録したこと、また本当に深夜における情報の発令であったということから、その後の避難行動が不可能であったこと、それらのことが事後の検証によりまして、情報の発令に関して多くの御意見を受け取りました。

しかし、私は命に関わる危険な状況であることを住民の皆様にお知らせすることに関しては、必要な情報の伝達であったと考えております。そのときの情報伝達手段が町が緊急的に発信する情報を最大の音声とサイレンで伝えるIP告知端末機でありました。

ここからは具体的な質問です。特に緊急な情報の伝達については、複数の伝達手段を保持しておくべきと考えます。現在、町が考えられている公式LINEアプリについても、携帯電話基地局の被災、障害により情報が発信できないことも考えられます。町長はこの複数の伝達手段を持つことに関し、どうお考えになるのでしょうか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） では、質問にお答えします。

議員、本当に当時2人でいろいろやったことは覚えていて、いろいろ言われたよね。自分

のほうも何やっているんだ、町長とか。忘れもしない。そういった質問に答えさせていただきますけれども、伝達手段の保持につきましては、当町においては、複数の伝達手段として屋外拡声子局から放送を軸に緊急エリアメール、公式LINEの活用を考えているということです。屋外拡声子局は、防災行政無線同報系として町内に56局設置し、居住区域全域をカバーしていると思っております。この屋外拡声子局からの放送については、全国10市町村で行われた地域における災害情報の入手手段の調査結果があり、これによると屋外スピーカーと回答された方が全体の64.3%あり、年齢を問わず有効な手段であることがうかがわれます。また、携帯電話、スマートフォンを介した緊急エリアメールと答えた方も51.3%と高く、これについては携帯電話、スマートフォンの使用が苦手な方にもプッシュ型の連絡で、操作なしにアラームが鳴るため、外出等で自宅を離れていても情報を入手することが可能です。現在も活用しておりますが、今後は町公式LINEをさらに活用し、情報を提供していく予定であります。

まだこのほかにもいろんな情報提供はあると思う。そこをまた練りながら、まずは携帯、ここがやはり使えるところだから、後の質問にまだある、高齢者についてとかいろいろあると思うんだけど、まだいろんなやり方というか、それは本当に災害情報でも全部そうだけれども、練っていききたいなど。また議員も何かあったら教えてくださいという感じです。お願いいたします。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） 消防庁が令和7年3月、災害情報伝達手段の整備等に関する手引が示されております。その手引きには、特に災害情報を伝達するに当たりまして考慮しなければならない方々についての記載があります。これ具体的には、多くの高齢者、また障害を持たれている方々であります。先ほど答弁の中にもありましたが、この方々に対しどう考え、対応されていく考えか、また重ねてになりますが、教えてください。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員、よく災害情報伝達手段の整備等に関する手引、これを読んでいると思います。そこは分かっていることとしてお話しさせていただきますけれども、大事なことは、具体的にはパトライト、信号灯とか、それはやってないんだけど、あと文字表示板付きの屋外スピーカーを導入する、そんなこともあると思います。ライトつきや文字表示板付きの戸別受信機を配備することなどがその手引には示されている。だけど、町としてはまだそこまで進んでないから、そういった意味のことも含めて、今あるものの活用を伴わせて、これから先もお示ししてまいれたらいいなと思っています。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） それでは、2町が合併する前からの戸別受信機が整備をされていた時代がありました。それに代わるIP告知端末機といった各世代への直接的な情報伝達手段、これを今回スマートフォンによる公式LINEアプリが使われていくことに当たりまして、

どのような形で住民の皆様説明されていく考えなのか伺うものです。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 緊急情報の配信ルートの変更という質問だと思いますけれども、広報紙や町公式ホームページ、LINE等で広報することはもちろん、これは。あとは防災連絡会議という、2回実施する防災訓練があるんですけれども、実際に使っていただき、確認していただくことも大事だと思うし、情報の提供というのはやはり区から始まることも多いものですから、それは大事にしながらやっていきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） 先ほど言いました手引に関してです。これには災害情報伝達手段の整備に関する経費については、地方財政措置が講じられることが記載されております。町長が常に口にされる有利な起債である緊急防災・減災事業債及び特別交付税措置が活用できるのではないかと考えております。

災害基本法の第5条の規定では、市町村は、住民の生命、身体、財産を保護する中心的な責務を負うとされております。先ほどの答弁にもありましたが、複数の情報伝達手段の確保、IP告知端末機に限らず、防災ラジオ、または電話の一斉配信ですか、そうした方法もいろいろあるかと思えます。そうしたことを検討するなど、ぜひ町長のまちづくりの一丁目一番地であります安心・安全なまちづくりの推進のために、早急に判断していただけるようお願いし、次の質問に移りたいと思えます。ここは結構です。

それでは、3つ目、指定管理者制度について再質問をいたします。

1月の全員協議会におきまして、音戯の郷について、先ほど答弁にありました売却が成立しなかった場合には、指定管理者制度の活用も視野に入れていることが説明されております。今後、具体的に段階を踏んだ議論に入っていかうかと思えますが、これまで指定管理者制度における事業者に対し、受託料というものがちょっと支払われていると思えます。この受託料についてどのように考えられているのか伺います。具体的には、この受託料の必要性でありますとか、金額の規模などちょっと伺えればと思えます。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） この受託料というのは議員時代にもお願いして、いろいろ議員の皆さんにも上げたりしていろいろあると思うんですけれども、いずれにしても、この妥当性、受託料の、これというのは、やはり定期的に見直さなきゃいけないものだと思います。毎年私、議員時代2回ぐらい上げてきたかな、いろいろ。議員、よく分かっていると思うけれども。やはり受託料の意味合いというのをちゃんと考えていかないといけないなど。ここが壊れたから、ここは役場でやってよとか、そういった意味合いの中においといても、その受託料があって、制度というのものもある。でも、やっていただかないとなかなか難しいところもあるから、指定管理というのは。何もなかったら、そこはやっぱりそのまま置いとかなきゃいけないから、そういうわけにもいけないところもあるし、やはり受託料の見直しとい

うのは適切な基準で検討していくという必要性はあると思います。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） ちょっと今の答弁をお聞きしまして、もう一回確認したいんですが、直営の場合、やっぱり収支の場合マイナスになることが多々あると思います。そのマイナスの金額がそのまま受託料と同じであれば、指定管理者制度を採用するちょっと意味合いが薄いといいますか、もちろん専門知識とか、サービスの向上は見込められるかもしれませんが、財政的に考えれば、そこはそれほどの意味を持たないのではないかと私は考えております。それについて何かありますか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ごもっともな意見だなと。私自身も議員時代、それを感じてきたし、後ろにいる石山議員もよく言うことですが、だから、どうやってサービスを維持できるかということも大事、その中において、指定管理って先ほど冒頭言ったんだけど、やはり我々の分からない要素がいっぱいあるから、民間に頼めばいろんなことができるという要素もあるだろうし、そんな方法の中で今、本当に求められていることは財政がどうだということだと思っていますので、私も。必要なもの、必要でないもの、それも精査していきながら、もうずっと続けてきたことをそのままやっているから、本川根、中川根、川根本町時代から。だから、本当に見直しはやっていながら、財政負担がないような、しかも持続可能な施設運営、これを目指していかなきゃならんのが使命だと思っているし、そこはやはり委員おっしゃるとおり、財政負担になれば、いろんな意味の中において改善していかなければならんし、ひょっとしたらやめちゃうかもしれないし、そこはまた議員の皆さんにもお願いもしなきゃならんことが幾つもあるから、これから。

だから、いろんなことは勉強していただいて、この先必要なもの、必要じゃないもの、町にとって必要なもの、必要じゃないもの、これが大事だから、その中において、皆さんもよくこれから先、私も皆さんに尋ねるから、私一人の判断というのはなかなか知れたものだ。いろんなことはあるけれども、マイナス、マイナスで来ていて、どこの施設がマイナスで、どうのこうのというのは全部そうなんだけれども、でも、それってサービスを提供する上で大事なところもあるし、これからもそうなんだろうし、そういった考えの中で持続可能な施設運営を目指していく考えであります。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） もちろん議員も勉強してまいりたいと思います。また、それ以上に職員の皆様にもぜひ勉強していただいて、議員側にいろんな案を提示していただきたいと思っております。

続きますけれども、指定管理者制度についての続きであります。収益が期待される公の施設もあると思います。例えばキャンプ場でありますとか、そうなるかと思っておりますけれども、しかし、大規模な修繕費を町が負担する形で契約する場合はほとんどでありまして、少なく

とも大規模修繕が発生する年度については、町の大きな財政的な負担になっているかと思えます。そうしたことを考えますと、そうした収益が上がる施設、それらを売却するというような選択肢も当然あるかと思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（澤西省司君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

収益が期待できる公の施設については、町の重要な資産として慎重に管理していく必要があります。一方で、大規模な修繕費用が町に財政負担をもたらすことも事実であり、その点は十分認識しております。売却の選択肢も含めて、施設の維持管理コストや将来的な財政負担、地域のニーズや公共性などを総合的に勘案して、最適な方策を検討してまいります。

今後も町の財政状況と住民のサービスのバランスを考慮しながら、持続可能な施設運営を目指していく考えでございます。

以上です。

○議長（澤西省司君） 3番、山田貴之君。

○3番（山田貴之君） 最後の4つ目のDX推進計画についてであります。ロードマップ作成等について、一般質問を出した後に予算特別委員会におきまして、DX推進アドバイザーの活用などの説明を受けました。ですので、進め方等については理解をいたしております。しかし、あくまでアドバイザーですので、その推進は職員が中心になって行わなければならないと考えています。2040年に向けて公務員不足への備えということではありますが、当町では既にここ数年、職員数の減少が進んでいると見ております。短期間での成果を期待するものであります。ここについては特に質問といったものはございません。

ただ、先ほどの壇上の質問への答弁について、個別の計画を策定せずに、総合計画の中で進めていくというような発言もありました。私、昨日、総合計画の審議委員会ですか、それにちょっと出席をしまして、大変タイトな計画策定のスケジュールであると思えます。その中でこのDXに関することを組み込んでいくのはかなりいろいろな担当課の方がちょっと頑張っていたかかないと難しいと考えておりますので、ぜひやっていただければと思っております。ここは質問の項目はございません。

最後に、ちょっとまとめをしたいと思います。

一般質問の冒頭、私、壇上におきまして、職員時代に携わってきました中から幾つかの業務について、行政と共に推進していくために町長のお考えをお聞きしたいと発言をしました。私もそれらの業務について、職員時代完璧にこなしたわけではございません。成果を上げられずに終わったものもあります。そうした失敗の経験も踏まえながら、本日質問した重要な課題について、菌田町長が言葉だけではなく、実際に着実に推進していけるよとお聞きしたわけです。

最後になりますけれども、私は町長が実行すると言った事業、また業務をそのまま全てを実行できるとは全く考えておりません。それはなぜか。実際に実行するためには職員が現在

より、より積極的に、主体的に関わらなければならないからです。町長が本当に実行を実現したいのであれば、しっかりと職員に直接説明し、実行する体制を整え、実現させるために職員と共に計画していくことだと思います。

町長、4年なんてあっという間だと思います。先ほど御自分でも言われましたけれども、私の議員1期4年間もあっという間に終わると思います。共にやらなければならない案件に集中し、その中で町長が実行すると発言されたことに対し、実際に成果を上げていただきたいと思います。議員としての私は行政側、そして町長のサポーターだと認識しています。言葉だけでは厳しく発言することもあるかもしれませんが、ぜひエールと考えていただき、共に頑張っていきたいと考えております。

最後の最後ですね、まず、この3月末をもって課長職を退く4名の職員の皆様、また本年度末をもって退職されます職員の方々に感謝とねぎらいの言葉をお伝えし、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（澤西省司君） これで山田貴之君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時10分

○議長（澤西省司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山下真男君、発言を許します。

5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 公明党の山下真男です。質問の機会をいただきありがとうございます。

今日は大きく2つのテーマについて質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1つ目のテーマは、第3次川根本町総合計画についてです。

来月から始まる令和8年度は第2次総合計画の10年目、最終年度となります。来年度中に次の10年の当町の指針、方向性を決める総合計画を策定し、次年度から実行となるわけですが、変化や混乱の激しい昨今、しっかりとの方針、計画を定めることは極めて重要なことだと思います。当町が直面する様々な課題に対し、どのように対処していくか。これからつくっていく総合計画について質問させていただきます。

まず第1に、人口問題研究所の推計によれば、当町の人口は2035年には3,940人となります。全国的に人口減少の傾向の中で、当町の将来像をどう考えますでしょうか。

第2に、10年中9年が経過しようとしている第2次総合計画の重点戦略や分野別施策につ

いて、現時点でどう総括し、それを第3次総合計画に生かしていくというふうにお考えでしょうか。

第3に、重点戦略の中で人口減少の克服を目指すプロジェクトについて、移住・定住の促進はある程度の成果はあるものの、人口減少にはとても追いついていけない状況であります。ほかに人口減少克服のアイデアは何かあるでしょうか。

また、総合計画の中で特に教育文化分野においてですが、川根高校は将来的にどうしていくのが望ましいと考えますか。

以上が川根本町総合計画についての質問になります。

次に、大きな2つ目のテーマですが、12月の一般質問に引き続いて、この当町で行いたいという地域おこし星空プロジェクトの話です。川根本町には、以前、全国第2位となった澄んだ星空という大きな観光資源があり、それを生かした企業からの提案であります。

まず第1に、プラネタリウムをつくって人を呼び込むとのことですが、そのプラネタリウムというのはそんなに大きなものではなく、10m四方ぐらい。それでも100人近くが入れるというふうに聞いておりますけれども、そのような廃校あるいは使っていない施設を利用してということ。幾つか候補はありますけれども、先ほど来、音戯の郷についてのやり取りがありました。方向性、進め方はもう決まっているということでもありますけれども、私の意見として言わせていただきますけれども、この企業、プラネタリウムを音戯の郷に誘致してはどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

第2に、大井川鐵道は2029年の春に全線復旧と、そういった計画であります。星空列車などを企画する同鐵道との連携も考え、千頭駅周辺の整備計画を町として考えてはどうでしょうか。

第3に、これは後でまた詳しくお話ししますが、星空保護区認定を取得したらどうかという提案があります。この認定を取るとともに、町を挙げて澄んだ星空を当町の観光資源として生かしていくように取り組んではどうでしょうか。

以上、全体的な質問になります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（澤西省司君） ただいまの山下真男君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、山下議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の1番です。全国的に人口減少の傾向の中で当町の将来像をどう考えるかについてお答えをさせていただきます。

山下議員がおっしゃるとおり、人口減少は全国的な問題であり、当町の人口減少についても増加に転じることはないと考えています。人口減少のスピードをいかに緩やかにし、持続可能な体制を維持していくことがこの町にとって重要であると考えます。

皆さんも役場2階へよく足を運んでいただける方は分かると思うんですけれども、毎日のように今移住者の方が来て、なかなか大変だなと思って、いつも私もトイレへ行くたびに思

っているんですけども、1週間に二、三人は今来ているという、昨日も森町終わって川根本町に来てくれた方がいて、今2人ほどやっているんですけども、女性が。なかなか忙しそうで大変だなと思いながら、それほどやはり移住というのは私もてこ入れをしていろいろやってきたものですから、皆さんここを求めて来てくれる方も。ただ、問題は住まうところだと私も思っているんですけども、その辺の解決をこれからやっていかなきゃいけないな、こんなふうに思っています。

次に、2番目の現在の第2次総合計画について、現時点でどう総括し、第3次総合計画に生かしていくかについてお答えします。

昨日も諮問委員会、先ほどの山田議員、佐々木議員に出させていただいたんですけども、委員で代表なんですけれども、昨日諮問委員会ありました。これからあと6回ほど進めてやっていきます。現在、第2次総合計画の成果と課題を振り返り、分析しておりますので、その結果を第3次総合計画に反映させます。

また、従来の人や経済の数値目標に加え、住民の幸福度ウェルビーイングを取り入れ、住民一人一人の豊かな生活を目指します。また、地域内外との連携や住民参加を大切にし、多様な意見を反映しながら計画をつくり、これらを通して持続可能で、活力ある地域づくりを進めていきます。私が昨日言ったのは、冒頭、今あることの中においてといての第3次総合計画にしてくれよ。そういった意味をお二方は聞いたと思うけれども、その中において、住み続けたい町、この町で未来を描きたい町を目指していきたいと思っています。

次に、3番目の人口減少を克服するアイデアはあるかについてお答えします。

昨年度になりますが、若手職員によるプロジェクトチームを組織し、様々な提案を施策化するなどして、全庁的に知恵を絞って取組を行いました。しかしながら、単一の施策による人口の増加は極めて困難であり、今後は従来の定住人口の奪い合いではなく、交流人口を増やすなどの施策の展開が必要だと考えております。ここ重要なところですよ。やはり関係人口、交流人口、これをどうやって進めていくか。職員一丸となって、それも取り組んでいくから、具体的な施策については、担当課長からお答えをさせていただきます。

次に、4つ目、教育分野において川根高校はどうしていくのが望ましいと考えるかについてお答えします。

県教育委員会主催の志太榛原地区の県立高等学校の在り方について、地域協議会で5回にわたり、本地区の高等学校の在り方について協議してまいりました。そこで私が強く訴え続けてきたことは、川根高校はこの川根本町において欠かすことのできない存在であるということです。まちづくりの観点で川高もつくりました。持続をさせていきたい。しかし、今のままでは多様性と持続可能性を実現できる学校体制を維持していくことは困難であり、地域協議会では新たな枠組みが必要であるとの結論に至りました。詳細については教育長が説明いたします。

2つ目の1番です。議員のこれから先ほどのプラネタリウムを何とかしなきゃいけないと

いう質問にお答えさせていただきます。

廃校や未使用施設を活用したプラネタリウムの設置について、株式会社電翔様から御提案をいただいております。これは廃校の土地や建物を有効活用し、地域ににぎわいを創出するとともに、地域の教育にも貢献することを目的としたもので、将来的には宇宙関連企業やベンチャー企業の誘致を通じて、川根本町の観光とイノベーションの推進も視野に入れたものです。

御提案後、担当者間で打合せをしておりますが、プラネタリウムの設置場所については、音戯の郷や旧中川根第一小学校及び三ツ星天文台など、町内の各施設を御案内しているところであります。当町としては引き続き株式会社電翔様と連絡を密にして、意向を伺いながら立地していただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、2番目の2つ目です。千頭駅周辺の整備計画についてお答えします。

大井川鐵道の2029年度全線復旧に合わせた同鉄道会社との連携について、星空列車をはじめとした企画を通じ、連携の可能性を探っております。川根本町が誇る澄んだ星空全国2位という地域資源を生かし、星空観光と鉄道、そして宇宙プロジェクトを組み合わせることで魅力的な観光コンテンツを創出し、奥大井音戯の郷を含めた千頭駅周辺の整備と連携して地域全体の活性化について取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3つ目です。星空保護区認定の取得と澄んだ星空の観光資源活用についてお答えをさせていただきます。

株式会社電翔様から星空保護区認定取得の御提案をいただき、町としては前向きに受け止めております。この認定は良好な野外照明政策の策定や光害対策型照明への改修、啓発活動などを通じて、美しい星空を保護・保存する優れた取組を評価するものであり、川根本町の澄んだ星空をブランド化し、観光資源として国内外にアピールする上で重要であると考えております。

まずは地域への理解促進や光害対策の啓発など、段階的な取組を進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 私からですけれども、人口減少を克服するアイデアについてお答えをさせていただきます。

この町の現状を考えると、定住には至らなくても地域に関わりを持つ人材を増やしていくことが重要だと考えております。そのため、現在、川根本町では以下のような取組を実施しております。

1つ目ですけれども、今年度、特定地域づくり事業協同組合というものを設立し、地域内の複数の事業所で働く、いわゆるマルチワーカーの仕組みを活用して、若者や移住者の定着と地域資源の活用による活性化を図っております。

2つ目です。旧中川根第一小学校の空き校舎利活用については、「川根本町を未来に残す、そのための変化を生み出す場所」をコンセプトに、にぎわいの創出、産業の活性化、企業誘致を柱とした構想を現在策定中です。

3つ目です。ICTを活用したグローバル人材育成研修を実施し、地域の若者に外部とのネットワークや新たなスキルを提供することで、地域に根差した多様な人材育成を目指しております。

これらの取組を通じ、単なる人口の増加ではなく、地域に愛着を持ち、継続的に関わっていただける人材を増やすため、人口減少の克服に向けて多方面からのアプローチを強化していきます。

今後も政策の検証を行いながら、町の実情に即した柔軟な対応を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） それでは、先ほど町長答弁にありました高校の在り方に係る地域協議会が出された新たな枠組みということについて、私のほうから説明させていただきます。

まず、川根高校は切り開く力、そして自律性・人間性・探究心を備えた人材を育成する、そういう目的で、連携中学、県内全域、さらには全国から生徒が集う学校です。そして、地元自治体や企業等との連携による探究活動、それを展開している学校です。

こうした県を超えた仲間と共に地域資源から深く探究する学びを提供できる高校、そういう高校としての強みが最大限に活かせるためには新たな枠組みが自分には必要だと思っております。つまり川根高校に入りたいという子がたくさん増えるための一つの手段であると考えております。そうすることによって学校としての魅力が高まり、選ばれる高校になると考えます。

また、本町が掲げるゼロ歳から18歳までのシームレスな共育、共育は何度もこの場でも申し上げております、教え、育てるではなく、共に育つシームレスな共育においても川根高校の果たす役割というのは幸甚だと考えております。川根高校の魅力化は子育てしたい、しやすい、住みやすい町としての発展に欠かすことはできない必須条件であると考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 再質問を許します。

5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） ありがとうございます、御回答。

まず、第3次総合計画についてですが、現在、川根本町の年齢別の人口構成を見ますと、80代、70代、60代が1,000人以上おり、50代が809人、40代が510人と若くなるにつれて少なくなっております。また、団塊の世代も後期高齢者入りをしており、人口が少なくなっていくのは自然の流れであると思っております。

自然の流れではありますが、新しい人材、先ほど答弁もありました。御家族が移住してこないことには町が存続していきません。特に20代、30代の子育て世代が移住してくることがポイントと思われます。長い目で見て、将来的に毎年何世帯ぐらいの方が移住してくれば、いずれ人口減少が止まると考え、どの辺を目標とするか伺います。

○議長（澤西省司君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 人口減少問題なんですけれども、非常に答弁が難しい質問です。先日なんですけれども、静岡新聞、静岡放送主催で静岡ウェルビーイングサミット2026という催しがあり、その中で静岡県知事の発言の中でも、全国的に人口減少は問題視されているけれども、2100年までは人口減少は減り続けるという発言をされておりました。

本町におきまして、過去5年間の人口動態を見ますと、年平均で190人の人口が減少しており、特に自然減が顕著となっております。この人数を仮に移住者だけで補おうとすると、1世帯当たりの移住者を2.5人と換算して76世帯になります。

本町の移住者の現状としては、令和4年度に19人、14世帯、令和5年度に29人、19世帯、令和6年度38人、21世帯、そして令和7年度の見込みですが、36人、20世帯と、おかげさまで年々増加傾向にあります。社会減、転出超過による人口減のことなんですけれども、その解消に向けた一定の前進は見られております。これらを踏まえて考えますと、現実的かつ達成可能な目標としては、年間30人程度、3年間で100人前後あたりが移住の目標というふうに担当課としては考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） そうですね、自然減があり等で人口減少を食い止めて、さらに増加するという事は、非常に至難の業だと思います。今、おっしゃったように、様々な施策を打っていただいております。具体的にさっきお話がありましたが、その施策、移住・定住は成果があります。ありますが、その第2次総合計画の考え方とどのように違うのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（澤西省司君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 菌田町長になり、移住・定住に関しましては重点施策として取り組んでまいりました。その一つに移住コーディネーターの増員が挙げられます。先ほど町長も壇上で答えておりましたけれども、今年度も250件以上の電話や来町者の問合せに対応しております。移住コーディネーターは、ただこの町に移住してくればいいではなくて、町の不便さや地域コミュニティの大切さをちゃんと伝えて、移住が決まれば、その地区への挨拶回りにまで同行する対応をしております。そこで信頼関係が生まれ、移住後においてもいろいろ相談され、できる範囲で移住コーディネーターも対応しております。

先ほど数値でもお伝えしましたが、本町への移住者は増加傾向にあります。今後こうした取組は継続していくことが重要だと認識しております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今、課長の答弁あったとおり、本当に毎週毎週移住者の方も来ていたでいて本当にありがたいし、そこに住んでくれるか、住んでくれないかは別としておいても、冒頭申し上げたように、できるだけ本当に人口減少、いかに緩やかにするかという、もう皆さんも数字の中で何年にこれぐらいだとか、壊滅都市とか、いろんなお話を聞いていると思いますけれども、その中においといて、こうやってやはりこの町を求めて来ていただけたということは本当にありがたい話で、私も総領で長男でずっと住んでいるものだから、いいところも悪いところもさっぱり分からなくなるところもあるんですけども、皆さんはそういったいいところをこの町に求めて来てくれる。そういったことの中においといて、これからもこの施策というのは、移住・定住を進めてきたかもありますけれども、こうして増えてきてくれることには本当に何かこの町にあるんだろう。残ってくれる子もいっぱいいるし、そういったような中で、大切にしながら、これからもこの施策は進めてまいりたいと思っています。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 徳島県に神山町という地域があります。今回この場で神山町の話を見せていただこうと前から考えておりましたけれども、先週、静岡新聞にもこの神山町の記事が載っておりました。地域おこし成功例として取り上げられる町であります。この神山町は人口4,600人と、川根本町よりも少なく、65歳以上の高齢化率も50%と非常に当町とよく似た町であります。もう10年ぐらい前になりますが、川根本町でもこの神山町の地域おこしの立て立役者の方を呼んで、千頭の文化会館で講演をしていただいたことがあります。私もそれに参加して、今でもそのときの話は覚えております。たしか町全体に光ファイバーを通し、川根本町と同じです。それによったのはまずは芸術家が来た。それに続いてIT企業が来て、店ができ、食べ物屋さんの店で使う野菜を作る農業も発展していったという、そんなふうなお話でありました。

ただ、調べてみると、この神山町も人口は減り続けております。減り続けてはいますが、後でお話ししますが、ある施策を打って、その減り具合が鈍化しております。町長にお聞きしますが、この神山町の興味深いのは、そのコンセプトが創造的過疎と言って、人口は無理に増やさない。しかし、面白い人を増やすという考え方です。先ほど言いましたように、年齢別の人口構成から言って、当面人口を増やすということは無理があると思います。当町も少なくとも第3次総合計画の10年においては、神山町と同じような考え方でいいのではないかと。人口は無理に増やそうとせず、新しい人材を増やすという考え方ですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 神山町は私と野口議員は視察に行っております。その頃、本当に神山

町の在り方がICTを取り入れたサテライトオフィス、そんなことをやりたかった、自分が当時。野口さんよく分かっているけれども、みんな光ファイバーというものにどうのこうの、いろいろある頃で、だから、知っているのは野口さんぐらいだと思うけれども、わざわざあそこに連れていった。それで、神山町のその立役者、前の清水館長といろいろやったらいろいろ知っていて、ここまで来たら、ゾウホウさんと、もっともっといろんなサテライトオフィスを増やしたかった。それで、現在も移住者というか、石関さんも、佐々木さんもこの人間じゃない人たち、こうやって来ている。いろんな人たちが今集まっていろいろ来ているから、無理やりとは思ってない。やり方はそれは遅れちゃった、いろんなことがあって。

あまりはつきり言っちゃうと、今いる議員の人にも影響あるかもしれんから言わんけれども、進めてきているところは進めてきた。その頃は迫さんがいてくれて、いろんな仲間がいたんだけど、いろんな中で進めていこうと思ったことがちょっとおじゃんになったということもあって、いろいろ再編で失敗したところもあるから、学校が。無理やりじゃなくて、やはり神山モデルというのは、あそこは総務省も1回来て1回示したからね。地域がどうあって、国のことができるかとか、だから、本当に画期的な町だから、目指すところはやはりそういったところにおいて、もっと違う施策もあるのかな。それに第3次総合計画でどんなアイデアをまた持ってきてくれるのかなとか、具体的なことはやっぱりやっていきたいなどは本当に私自身も思っていて、2期目からやっといういろんなことができるのかな。いろんな提案もちょっとできるのかなという、そんな思いで今本当におりますので、議員もまたプラネタリウムもそうですけれども、いろんなアイデア、知恵も貸していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） そうしますと、この神山町の考え方でいいと。第3次総合計画は無理にも人口を増やさないと、増やそうと考えないと。ただ、新しい人材を増やすという、そんな考え方でいいというふうに考え

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いや、そうだと思いますよ。無理やりやっていいことない。何もかもそうでしょう。だから、自然の中でどうやって人口が緩やかに、社会動態、自然動態、当然自然動態のほうが多い。御高齢の方も多し、だから、そういった意味の中においては無理ではなく、本当にこの町に来ていただいて、関係人口もそうだし、この町を好きになっていただいて、そして未来を描いていただきたい。そんなふうに私自身は思っています。本当に二十六、七の頃帰ってきて、農業をやりながら、アルバイトをやりながらここまで来ているんだけど、やはり最終的には人口減ってどこの市町も同じことなんだけど、そんな無理にいろいろじゃなくて、ここへ来ていただける人がここで未来を描く。はたまたまちづくりをやっていただく。移住者の方も来ていていろんなこと思っているから、そういった方がどんどん増えていただいて、後ろ向きになっちゃ駄目ですよ。そういう人はあまり要

らないけれども、いろんな意味の中において、そういった人たちであふれ返させたいとは思っていますけれども。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 新しい方々に来てもらわないことには町は存続していけませんので、特に子育て世代を呼び込みたいところです。関係人口を増やして移住・定住に結びつける。空き家の利用も含めて住居の提供も非常に大切であると思えますので、関係課におきましてはどうかよろしく願いいたします。

次に、川根高校についてお聞きします。来年度、もう来月が来年度ですけれども、川根高校の入学状況と入寮、寮に入る状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（澤西省司君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） それでは、お答えします。

来年度の川根高校の合格数は23名と聞いております。合格者23名のうち、連携中学出身者は10名と聞いております。

入寮状況につきましては、11名の予定をしております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） それでは、今年度の、もう終わりますけれども、今年度というのは、川根高校の進学、就職の状況と、また寮生の進学、就職状況を教えていただけますか。

○議長（澤西省司君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 令和7年度卒業生31名の進学状況をお知らせします。

4年生大学進学者11名、うち国公立大学進学者は2名です。専門学校進学者12名、就職者6名、その他就職の準備等の方ですが、2名となります。

寮生の卒業者は14名おりました。その内訳は、4年生大学6名、専門学校が6名、その他2名となっております。

次に、進学先について御報告申し上げます。

4年生大学では、静岡大学、奈良県立大学、明治学院大学、帝京大学、浜松学院大学、静岡産業大学でございます。また、専門学校への進学先としましては、静岡インターナショナル・エア・リゾート専門学校、静岡医療科学専門大学校が主な進学先となっております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 私も奥流の舎監をやっておりましたので、寮生が頑張っているという話を聞きますと非常にうれしいんですけども、今回、寮生の進路として、理学療法士、自動車の整備工等、旅行の関係もありました。明確に将来の仕事を見据えて専門学校に行く生徒と、進学する生徒は、今お話がありました帝京大学、明治学院大学、静岡大学、奈良県立大学、静岡産業大学、浜松学院大学ということです。例年になくそれぞれの志望をかなえた

進学状況だったと思います。

そこでお聞きしますけれども、進学した生徒たちは寮にある公営塾を利用していたのでしょうか。また、公営塾の指導が進学に影響したというふうに思われますでしょうか。

○議長（澤西省司君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 今年度の寮生の進学状況につきましては、例年に比べて良好だという印象を持っております。進学者が公営塾を利用していたかについては、利用しておりました。

また、公営塾の勉強が進学に影響を与えたかについては、個別指導の充実や、部活動と両立したツウシン時間の変更など、一人一人に合わせた対応を行ってきたことが良好な進学結果につながったものと考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 公営塾は地元にあって安価で学ぶことができる塾であります。島田の塾に通うということは物理的にも無理があると思いますので、現在、公営塾で学ぶ生徒は90名というふうに聞いていますけれども、進学に公営塾が貢献しているというふうなことが分かれば、さらに生徒も増えてくるのではないかというふうに思います。

さて、観点を変えますけれども、教育総務課に教えていただきました令和5、6、7年度の3年間で当町の子供の高校への進学状況です。3年間で川根高校に進学した生徒が38名、川根高校以外の高校に進学した生徒が48名であります。川根高校について冒頭質問しましたが、私もその存続が大切であると思います。地域に高校があるということではいろんな可能性が生まれると思うからです。また、38名が川根高校を選んだということも大切なことだと思います。

先ほどお話しした徳島県の神山町の人口減少を抑制した施策とは、学校をつくったことでした。神山まるごと高専と言いまして、2023年の設立ですから、まだ二、三年しかたっておりませんが、IT関係のテクノロジー、企画・表現のデザイン、そして起業家精神を学ぶという3本柱になっております。生徒は皆寮に入っております。

学校をつくるということはもう並大抵のことではありませんが、この川根高校、全国から生徒が集まる、今まで以上に特徴と魅力ある学校にしていくことが大切であると思います。それがないと、今、私立高校が無償化をしておりますので、なかなか存続が厳しくなってくると思います。

ただ、この後、お話ししますけれども、星空や宇宙も、それにちょっと関与することができるのではないかなとも思います。

さて、先ほどの話に戻りますけれども、川根高校以上に町外の高校に進学している生徒が多いのが現状です。これはある意味仕方のないことであると思います。専門性のある学校に行っている生徒もおりますし、川根高校にないものを求めて進学しているわけですので。た

だ、その通学に関して保護者の負担は相当なものがあります。島田にどちらかの親御さんと一緒にアパートを借りて、遠方の高校に通っている生徒、毎日親が金谷、川口、家山とか、島田市街地等に送り迎えをしている方もいらっしゃいます。

限られた予算の中であれもこれもできないわけですが、全国には同じような課題を抱えている地域があり、どうもそれらの地域では、地元の高校と町内に通う生徒両方を支援しているケースがあるようです。そっちのほうが多いのではないかと思いますけれども、川根高校の生徒であるとか、ないとかにかかわらず、川根本町の高校生を支援し、川根本町全体の教育レベルを上げて、若者を育てていくという考え方であります。

そこでまず一つ提案としまして、町営バスに関しては、通学も意識して時刻表をつくっているとありますが、大井川鐵道のダイヤ、時刻表に関して、大井川鐵道は現在、笹間、地名間で今工事中ですけれども、いずれ全線復旧をいたします。高校生の通学に合ったダイヤを考えてもらうように大井川鐵道に申入れをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（澤西省司君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） ダイヤ改正の要望についてお答えをさせていただきます。

現在の復旧開通スケジュールを見ますと、令和9年度中に地名、下泉まで。令和10年度中に徳山、千頭というふうになっております。途中、途中の開通に合わせたダイヤ改正は難しいかもしれませんが、千頭までの全線開通後につきましては、この全線復旧に向けて合意がなされた公共交通の在り方検討会の中の確認書の文の中に大井川鐵道は沿線地域の振興に協力するものとするという記載がございます。ですので、大井川鐵道としましてもその辺を認識していただいて、町としましても関係各課と連携してしっかり要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 本数の少ない今のダイヤ、時刻表では、高額な定期を買う気になれないという保護者もいらっしゃいます。大井川鐵道のその復旧には当町も最大4億という多額な資金援助をすることになっております。補足しますと、ちなみにその経済効果は年間5億ということですので、5億が全部町に入るわけではありませんけれども、いずれその4億、5億を回収できるということだと思います。ただ、それだけ莫大な資金援助をするので、ぜひこの申入れといいますか、川根本町の未来を育てるということで、大井川鐵道の発展にもつながることだと思いますので、ぜひその申入れをお願いしたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 2029年に向けて、今、一生懸命やっているわけですがけれども、確かに本当に4億というその数字からしても、私は決断しなかった、できなかったことでしたので、

本当に未来、将来、子供たちのことはやっぱり大事だなと私は絶対思っていますので、今後、いろんな大鐵さんとの打合せもきっとあろうかと思うけれども、やはり本当に以前から地元の子ばかりじゃない、よそへ行っている子も何とかしてよという、私が議員時代、いろんな議員の方がいろいろ言っていたところもありますので、今後の対応の中で、やはりできることはしてあげたい、そんな思いで、よそへ行っている子も地元の子も同じだけれども、そういった思いでいますので、また大鐵さんとは密に連絡を取り合いながら、いろんなどんな補助ができるのか考えながら進めてまいりたいと思います。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、大きなテーマの2つ目、地域おこしの星空プロジェクトについて再質問をさせていただきます。

先日、地域おこし協力隊の報告会がありましたが、4名のうちの1名、高田さんには、当町の観光資源である星空を生かして地域おこしに寄与してもらうように取り組んでもらっております。もともとこの町ならではの観光資源を有効に使っていこうという、町としての思惑があつてのことだと思いますが、現在の地域おこし協力隊のこの星空に関する進捗状況をどう捉え、どのような方向に持っていこうとされているか質問いたします。

○議長（澤西省司君） 観光交流課長、神谷 毅君。

○総合支所長兼観光交流課長（神谷 毅君） 山下議員の質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の高田隊員は、本町の貴重な観光資源である美しい星空を生かした多彩な活動に取り組んでおります。これまでの成果としましては、本町の星空の認知度向上に大きく貢献しておりまして、三ツ星天文台でのイベントや特設ウェブサイトといったものを通じて、澄んだ星空を全国にという魅力を広く発信し、多くの参加者から星空の美しさを高く評価されております。

また、高田隊員は、川根本町星空織という独自の星空コンテンツを創出しまして、今後は宇宙関連企業との連携による新たな星空体験イベントも計画中でございます。町民が星空に親しむイベントの開催や、住民の意欲を支える活動を通じまして、地域活性化にも寄与しております。

今後はこれまでの成果を発展させ、星がきれいな町から宇宙技術や関連コンテンツを体験できる町となれるよう、三ツ星天文台や星空列車などの既存の資源も活用して、地域全体で星空を育むまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） ぜひよろしく願いいたします。

千頭という町の名前の由来を調べてみました。諸説があるようではありますが、そのうちの一つは、大井川の源、主流、川が集まる頭、水の頭、先という説であります。水の流れが千

頭にある。2029年の春に大井川鐵道が千頭まで来るという予定になっておりますけれども、水の流れならぬ人の流れをつくっていききたいところです。千頭に人が来るということは、寸又峡や接岨にも人が行くということであり、また千頭に人が来るということは、途中の地名、久野脇、高郷、上長尾、水川、徳山、藤川、青部と、ほかにありますけれども、そういったところにあるお店や施設にも人が来るということでもあります。

千頭駅周辺の整備が大切であると思っておりますけれども、中でも音戯の郷が道の駅となっており、最近では道の駅を目当てに来る方も多いので、音戯の郷をどうするかということは非常に大きなポイントになると思っております。

先ほど来話がありました音戯の郷は来年度は公募をして、入ってくれる、買ってくれる企業、団体を探すということですが、星空プロジェクト企画するこの企業にも、ぜひ参加を呼びかけていただきたいと思っております。千頭駅周辺の整備といいましても、音戯の郷にかなりの部分が集約されると思っておりますので、この企業、今、川根本町に来たがっておりますので、そのチャンスを逃さないようにどうかよろしく願いいたします。

さて、冒頭申し上げた星空保護区認定の取得についてであります。過日、川根高校の上田倫子さんが探究学習の中で考えた「星降る川根ツーリング」という企画が第一テレビで放映されました。県内外のライダーを集めて、地元のカフェなどで食事、街灯の少ない場所にツーリング、星空を見ながら上田さんが説明をし、そのまま川根本町で宿泊をしてもらい、翌日観光に回ってもらうという、そういった企画であります。現在、町の課題となっている周遊性に資する企画であります。

星空を見られるのは夜ですので、どうしても宿泊がつきものです。聞きましたら、尾呂久保のウッドハウスには、以前、定期的に訪れる東京の学校の先生がいたと聞いております。また、時々生徒たちを連れてくることもあったとのこと。また、定期的に星空の写真を撮りに来る方もいると。天文ファンは全国におりますので、この川根本町ならではの澄んだ星空を観光資源として使わない手はありません。また、このことは探求学習というユニークな事業だと思っておりますけれども、川根高校や、あるいは三ツ星学園や光の森学園、そういったところに何らかの形で関わっていただくということもまたユニークな教育としてはいいのではないかなとも思います。

もう一回町長に聞きますけれども、先ほどいろいろ回答いただきましたけれども、この澄んだ星空という観光資源の利用について再度お聞きします。お願いします。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 川根本町、この町で利用できるものは利用できる。星空というのは全国2位ということだから、株式会社電翔さんともお付き合いがあるから、あなたが。いろんなことの中で音戯も使っていただけることもあるかもしれんし、いろんな方法の中でそこは探りを入れていきたいと思っているし、本当にここには星空があつて、茶畑のじゅうたんがあつて、山の緑のカーテンがあつて、いろんな状況の中で、使えるものはやはりその中にお

いって星空というのがあるし、夜、皆さん星空を見たことがあるか、ないか、いろいろあるんですけども、時々自分はひっくり返って見てはいますけれども、お酒飲んだ後。だから、そういったきれいな星空のところでやはり皆さんがどういう体験ができるかというか、なかなか田舎に住んでいる人たちというのは、地元の人たちというのはそこまでいかないかもしれないけれども、よそから来た人というのはやっぱりきれいだなときっと思うと思いますよ。空気も澄んでいるし。だから、そういったこともやっぱりコンテンツに入れながら、これからそこも川根本町の強みだということを示しながらやはり進めていけたらなと思います。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 星空保護区認定というのは、アメリカのNPO団体ダークスカイインターナショナルが実施しており、美しい星空を保護するために優れた取組を行っている地域を認定しております。日本ではまだ4か所のみであり、他に先駆けてこの認定を取ることは、星空のきれいな川根本町というブランドをつくり、冒頭、町長もおっしゃいました。また、天文ファンを呼び込み、将来にわたって川根本町をアピールできますので、メリットは大きいと考えます。私も町長と同じように、先日改めて夜、山に行って星空をしばらく眺めてみましたが、確かにこの川根本町で星空を眺めるということはセラピー的な効果があります。

また、光害、光の害があるまちで見る星空と田舎で見る星空がいかに違うかということは、これは焼津のプラネタリウムに行きますと非常によく分かります。ここもなかなかお勧めですけれども。

なぜ川根本町は長寿の方が多いのか。いろんな理由がありますがけれども、1つはお茶を飲む生活であると。特に70代以上の方は、お茶を飲みながら育ってきた方々であります。こちらのカテキンが悪玉コレステロールを抑えると、先日、NHKの「トリセツショー」で言うておりました。とともに星空のきれいな環境は夜が暗いということであり、夜が暗いとメラトニンというホルモンが分泌されて、睡眠を深くし、老化を抑え、免疫を高めるということですが、これも一つ川根本町の売りになるのではないかというふうに思います。

また、今の御時世、こういうことも言えると思うんですけども、よく宇宙飛行士が宇宙に行って地球を眺めると、非常に地球がきれいで、地球へのいとおしさというか、そういったものが非常に芽生える。また地球に住んでいる方に対してもそうだというふうに聞きます。

また、この広大な宇宙の中で地球というのはほんの大きさにちりみたいなものだと思うんですけども、本当にそのちっちゃな星の中で争ってどうするんだというふうなことで、この宇宙的な思考というのが平和思想にもつながっていくのではないかとすると、この自然豊かな川根本町が人を健康長寿にして、また精神をリラックスさせ、平和を思考するという、そんなふうなアピールもできるのではないかというふうに思います。

最後に、町長にお聞きします。時間や手間はかかるとは思いますけれども、川根本町ならではの観光資源を有効に、また重ねて言いますが、一旦この認定を取れば将来にわたっ

て使っていくことができ、費用対効果のある作業だと思いますが、この星空保護区認定を取るということに関してはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員、ロマンを語っていただいて、いい質問だなと思っています。私自身もリラクゼーション、こんな仕事をやっているとは本当にストレスばかりたまるものだから、いろんな意味の中においというて、いつも笑顔にいてくれと言うんだけど、なかなか笑顔が出てこないもので、いろんな意味の中においというて、そういったことも活用しながらやっていく。今後の展開だとやはり売りだから、星も。そんなふうには検討しながらやっていきたいと思っています。

○議長（澤西省司君） 5番、山下真男君。

○5番（山下真男君） 長野県の阿智村は星空観光で年間20万人以上呼び込んでおります。この星空の観光資源のことも第3次総合計画に入れていただくということを提案しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤西省司君） これで山下真男君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は11時15分といたします。

休憩に入ってください。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（澤西省司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、野口直次君、発言を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） こんにちは。8番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

暑さ寒さも彼岸まで、よく言ったものです。長い冬も終わり、桜の季節になります。春は出会いと別れの季節でもあります。

3月18日、三ツ星学園の第2回卒業式に参加させていただきました。27名の9年生が元気よく学びやを巣立っていきました。次の世代を背負う子供たちが健やかに当たり前の平和な日本が長く続くことを祈っております。また、退職される職員の皆様は、長い間、町民に寄り添っていただき、ありがとうございました。御苦労さまでした。

今、海外に目を向けると、長期化が懸念されるイラン情勢、世界、アジアはもちろん日本の政治経済の先行きを含め心配になってきています。私たちの身近な田舎の生活にも物価高がとどまることを知りません。引き続き生活・産業資材等も上昇していると聞きます。また、一部においては物不足も懸念されてきていると伺っております。不安定要素が確実に増して

きています。一日も早く紛争が収束を祈るしか私たちにはすべがありません。

今後において、自然災害のみならず、外部要因で当町も大きな変動、変化が生じる可能性は否定できません。この御時世、なおさらです。振り回されずに落ち着いて、それぞれが持ち場で対応し、町長を筆頭に職員が日常業務に真摯に取り組んでいただきたいと思います。また、緊急時に備えては、打開策等を日頃から今以上にシミュレーションしていただき、事変に備えていただきたいと思います。

いつまでもいつの時代でもふるさと川根本町が安全で安心で、町民が楽しくずっと一緒に暮らせる町であってほしいと祈っております。

さて、令和8年度の予算編成の質問を今回もさせていただきます。また、先ほどの山田議員の質問の行政改革を実施していく体制、また、緊急情報の伝達のことを詳細に質問されました。また、山下議員は将来の夢、アイデアをいっぱい話をしていただきました。いよいよ私は何を話をしようと思ったら、非常に脱線組になりそうですので、その辺はあらかじめ御了承ください。

3月の定例会は、予算の賛否、当局の提出された議案審議を問う議会です。今回の私の質問は、昨年9月及び12月の定例会で示すべきであるが、前回の質問で具体的に町の目指す方向性が規模等を含め、また、内容が分かりにくかったので、あえてこの時期に質問をいたします。後々の施策に反映されることも期待するところも正直あります。

本題に入ります。

大きくは、来年度予算編成と今後のまちづくりです。

令和8年度一般会計当初予算は約68億9,700万、昨年比7.5%増です。過去3番目の予算規模と静岡新聞に報道されていました。

質問は5点です。

(1) 令和8年度の予算編成に当たり、町長の決意と考えをたします。

(2) 予算編成に当たり、懸念される将来への負担増という課題がある中で、町民の生活を守るため様々な要望に対応するなど苦慮されたと思われま。どのような基本方針を持って予算編成に臨んだか伺いたします。

3番目といたしまして、大型予算が続くことにより財政悪化を心配する町民の声もあるが、どのように説明されるのか伺いたします。

4番目といたしまして、令和8年度一般会計当初予算では8億円を超える借入れが予算化されているが、今後の歳入推移見込みの中で、償還計画は立っているのかを伺いたします。

5番といたしまして、今後どこかのタイミングで言われる身の丈に応じた予算規模に縮小していく必要があると考えますが、町長はいかが考えるのか。また、予算規模の縮小が必要であると考えるのであれば、具体的にいつからどの程度の予算規模にしていく考えがあるのかを伺います。

壇上からは以上です。

○議長（澤西省司君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、
藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、野口議員の質問にお答えさせていただきます。

一つ目の1番と2番です。令和8年度の予算編成の決意と考え並びに基本方針について、
関連しますので併せてお答えさせていただきます。

令和8年度当初予算の提案理由でも説明いたしましたが、町長として2期目を迎えた私は、
これまで学校再編や斎場及びし尿等中継施設などのハード整備、つまり基盤整備に尽力をし
てまいりました。令和8年度からの2期目では、公約に掲げた「ハードからハートへ」の転
換を根幹に置き、今年度の予算テーマを「つなぐ」とし、町の未来のために人への投資、そ
して地域資源への投資に重点を置いた予算編成を行っていきます。

令和8年度は、様々な「つなぐ」ための施策を盛り込んでいます。大井川鐵道全線をつな
ぐ事業、被災により寸断されている道路を復旧する事業のほか、町の将来につなげるため、
子育て、教育、産業振興に注力します。さらに、レイクスports・アクティビティの振興を
図り、人と地域をつなぐ取組を進めてまいります。

「ひとをつなぐ」、「生活をつなぐ」、「産業をつなぐ」を三つの柱とし、豊かな人材を
育て、町の将来につなげるとともに、地域資源を生かして人をつなげることを通じて、令和
8年度予算は将来にわたり持続可能なまちづくりを目指すネクストステージとして位置づけ、
予算編成に取り組みました。

一つ目の三つ目です。大型予算に対する町民への説明ですが、近年、災害復旧事業や学校
再編、斎場、し尿等中継槽建設などの大規模なハード事業に取り組んだことで、予算規模は
拡大傾向にありました。令和8年度予算においても、大井川鐵道全線復旧に向けた支援をス
タートするとともに、高度情報基盤整備の民間移譲に向けた事業など、大規模な事業を実施
するため、引き続き予算規模は大きなものとなっております。議員をはじめとして財政負担
を御心配の声もあることは承知しております。そこで、財源を確保する際には、財政規律を
守るため、国・県の補助金を活用するとともに有利な地方債を充当することで、町の財政負
担を軽減するよう調整を図っております。

四つ目の今後の償還計画についてお答えします。

皆様御心配なさっていると思いますが、確定している令和6年度末の起債残高約50億225
万円のうち、元利償還金に対する交付税措置100%の臨時財政対策債が全体の約33%、交付
税措置70%の合併特例事業債や過疎対策事業債が全体の約64%と、有利な地方債が起債残高
の約97%を占めています。令和7年9月定例会で健全化判断比率を報告させていただきました
が、借入金、地方債の返済額は財政規模に占める割合を示す指標、いわゆる実質公債費比
率は令和6年度が2.4と、県内でも3番目に低い水準となっております。また、公債費など
の将来支払っていく財政負担を指標化した将来負担比率においてもマイナス14.5%と低い水

準を維持しております。

このように有利な財源を十分に活用し、やるべきことはしっかり行う一方で、世代間負担の公平を意識しつつ、将来に過度な負担を残さないことの両輪で、健全な財政運営にこれからも努めてまいります。

五つ目です。身の丈に応じた予算規模に縮小していく考えについてお答えということで、山田議員のときにも少しお答えはさせていただいたんですが、繰り返しになりますが、近年は災害復旧事業や学校再編、斎場、し尿等中継槽建設など大規模なハード事業、また、令和8年度予算においても大井川鐵道全線復旧支援や高度情報基盤整備の民間移譲などにより、先ほども申しましたが、予算規模は大きくなっています。これは町の将来のための必要な特殊事情によるものです。したがって、これらの特殊事情が解消されれば、予算規模は自然に縮小すると考えております。

令和8年度以降も大井川鐵道支援やし尿処理施設の解体など大規模事業が予定されているため、当面は予算の大型化傾向が継続すると見込んでおります。また、物価高騰に伴う、これがすごい、物価高騰がかなり響くことは確かですが、人件費や資材等の上昇が恒常化し、国も適正な価格転嫁を求めています。今後は事業の厳正な精査や経常経費の削減、行政改革、財政確保に努めるとともに、持続可能な財政運営に努めてまいります。

○議長（澤西省司君） 再質問を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 今回の再質問は、通告の趣旨1から5の順番ではなく、総括的な再質問になります。財源の確保、現状への取組、予算委員会の感想とまちづくりへの自分の思いを9点ほどお尋ねいたします。順不同で分かりにくく、聞き取りにくいと思いますが、御承知おきください。

最初に、財源確保の観点からお聞きいたします。

町税でJ-POWER電源開発株式会社グループの東西直営系増強立地グループが行っている佐久間線大規模送電線鉄塔建て替え工事による固定資産税等が今後、当町の税収増につながるのかをお伺いいたします。

○議長（澤西省司君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

J-POWER電源開発株式会社グループ等の電力事業者の固定資産税は、送変電設備を更新することで、当町の税収増加につながります。近年は大体3%程度の増加傾向にある状況でございます。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

今後、やはり建て替えなものですから、2基はなくなって1基、一括してまとまっているんですけども、中電の関係もそのような工事をやっておりますけれども、その比率という

のは3%は変わりはないと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（澤西省司君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） 事業者によって状況は変わりますが、J-POWERグループでいいますと、大体3%程度の資産が上昇傾向にあるということはありません。中部電力さんも償却資産等ございまして、近年でいいますと若干上がっている、やっぱり3%程度上がっているというような傾向にございます。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ちょっと横脱線ですみませんでした。

続きまして、中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー静岡水力センター、これはいわゆる千頭の水力センターと言われるものが再編されると聞いております。今後、当町の法人住民税等の影響をお聞きいたします。

○議長（澤西省司君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、お答えします。

中部電力株式会社静岡水力センターが再編され、事業所の従業者数が減少する場合、法人町民税の均等割額に影響が生じます。仮に現在の事業所従業者数が今の半数以下に減少した場合は、均等割額が約7分の1程度まで減少いたします。法人税割は事業収益によって算出されるため、直接的な影響は生じません。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 今、課長が言っていて、私の分からないところが分かりましたので、ありがとうございます。そこまで調べ切りませんでした。ありがとうございます。

続きまして、これは希望というか、町長にお願いで、これが現実的になるか分かりませんが、質問をさせていただきます。

3番です。JR東海リニア対策の一環で、水問題とは別に開業時に地域振興策が示されると聞いております。川上の当町への振興支援、その方法も注目されると思います。町の将来計画の過程において、場合によっては何らかの財源が見いだせる可能性もあると私は考えております。地域振興策を、解釈の仕方では財源確保のために国・県、JR東海を巻き込んで新しいタイプの税収入を掘り起こすことができるのではないかと……、難しいことではあると十分承知しております。大井川流域との兼ね合いもあると思いますが、繰り返しの陳情、要望等で新規導入に向かわせることも視野に入れて、町の将来の財源安定を目指して検討していただきたいと思います。そのためには、初期のスタートが大事だと考えます。現町長の手腕に期待しております。ぜひとも道筋を開いていただきたい。町長の思い、難しい質問ですが、お願いいたします。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） JR東海さんに対しては、本当に流城市町でいろいろなお話合い。その

中において、地域振興策の話も出てきている。各町がお金頂戴はうまくない。だから、大井川流域、そこを発展させるにはどういうことかと。やはりそういったことはJRさんをお願いをしなきゃいけないことだと思っていますし、だから、要は流域市町と連携をどれだけ組めるか。今、皆さん新聞とかなんかでいろいろ見ているんだけど、ひかりが何本静岡に止まるとか、掛川、こだまはどうなるんだとか、いろんな問題が出ています、地域振興策の中において、我々が求めるところは、やはり中部圏内、御前崎からうちのほうまで静岡市以下駿河湾も。そういった大きな物語をやっぱり周遊を活性化させる。そこにやはり地域振興策が見いだせるんじゃないかなと思っています。

だから、財源、お金、そればかりをてんでに言っているともうまとまらない、そういう話になっています、今。流域市町の首長さんたち。その中において、どういうことが地域振興策になるか。まだまだJR東海さん等に対しては、流域市町連携して進めていきたいと思っています。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 町長が言うとおりに、まだまだ土台づくりにもいかない話だと思います。ただ、私がこの川上というのを言ったのは、やはり何かしら川下の流域と違うもんですからね。アイデアがないかなと思ったんですが、これは民間でありながら国・県が国策に近くやっていると思いますので、その辺はまたどこかの片隅でそんなこと野口が言ったなという程度でも結構ですので、思い出していただければと思います。

続きまして、昨今、まちづくりへの期待も大きい中において、基金の利活用に当たり、目的別基金を含め各事業における運用幅が拡大できないかと、日頃より担当者は努力して模索されていることは重々承知しておりますし、また聞いてもおります。この予算でも生かされていると思われるが、当面の現状と今後の基金運営の課題をお伺いいたします。

○議長（澤西省司君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

地方自治法第241条に基づき設置されております基金につきましては、特定の目的のために資金を積み立てた基金であります。当町においては、地域振興基金、まちづくり基金、社会福祉基金などが該当します。これらの基金は毎年度、各基金の目的に合った事業の財源として、当初予算でも活用しております。

今後も各基金の目的に応じた事業の財源として活用していく方針でございます。ただし、財源は限られておりますので、計画的に活用に努めてまいります。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

私は数字も全く弱いもので、分かりませんが、ただ、いろんな表で理解したりしてはおるんですが、健全財政だと言っておられますけれども、歳入の中の内容を見ますと、他力本願

というんですか、交付税はむろん、何にも頼っていかねばならないという、この悲しい、この山間部で川根本町ばかりでないと思うんですが、その中で町長も、山田議員のときにも答弁されておりましたが、あらゆるまた知恵で運用幅を広げながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、過疎対策事業債等町債に依存する当町にあつては、厳しい財源構成において、令和8年度の予算に限らず、金利の上昇は今後、起債償還において利子等支払いの影響をお聞きいたします。

○議長（澤西省司君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

地方債の元利償還における金利上昇の影響について、既に仮置きをしているものについては、固定金利となっておりますので、影響はありません。しかし、今後、借り入れる際には、金利上昇の影響により高い利率で借り受けることとなりますので、元利償還金に対する交付税措置があるとはいえ、充当する事業など、これまで以上に慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） これからもある程度、町長もおっしゃったように大型予算も組んでいかなければならないという中で、当然この項目は非常にこれからの、今、課長が言ったように、今は固定金利でいいよというけれども、今も社会状況が急に変わってきているので、どうなるか分かりませんが、借入れ等は大変これから目が離せないんじゃないかなと思いますので、また幅広いいろんな、有利という言葉なんでしょうけれども、使い方等御検討していただければと思います。

続きまして、使用されていない、使用される見込みの薄い町有財産の処分も検討される時期ではないかと私は思っておりますが、その辺の町当局の考えを伺います。

○議長（澤西省司君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

遊休となっている町有地や町有施設については、現在も可能な限り賃借などによる活用を図っております。しかしながら、現在も使用されていない、または使用見込みが低い土地等も存在することも事実でございます。これら土地等の立地やアクセスなどの条件がよくないため、利用や売却がなかなか進まない状況にあることを御理解いただきたいと思っております。

今後もしできる限り、未利用の土地等についても活用を検討し続けてまいります。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

ただ、日本全国、私たちみたいなやっぱり田舎は、中山間地、特に山間地ありますので、

どこもこれから非常に、身の丈とは先ほどもいろんな議員も言ったり、町長も言ったんですが、やはりこれは禁じ手かもしれませんが、私は専門は分かりませんが、売れる時期とかそういうものも、タイミングというのは非常に、幾ら田舎で単価が安くともあると思いますので、その辺もまた御検討されながら、一つの、こういうことを野口が言っていたということですが、これをやるようになればおしまいだなと思っている専門の職員もいるとは思いますが、だけれども、それぐらいのことも考えて……、私ちょっと北海道の今ここに資料を忘れたんですが、非常にはっきり、予算一つ出すにもものすごい苦勞をしている寒村があります。その辺の資料をちょっと見ると、くどくなりますが、20年後、あってはならないのですが、本当にここの私たち川根本町というのは東京と名古屋、大阪、あるいは静岡と、こんなに近くて、私は距離感は少ないほうだと思うんですが、それでもなおかつ人口減少、あるいはここで働く人がいなくて、町へ出ていくという。先ほどの徳島のあれも出ましたけれども、あの人たちは幾ら空港に近いといっても、なかなか東京、関西に行くのは大変ですが、ちょっとこれ脱線はいたしますけれども、何かしら、皆さんも言っていたように、ここには宝物があるかもしれないので、この財産処分の前にみんなで検討していただきたいと思います。ちょっと飛びました。

続きまして、7番といたしまして、あらゆる国・県の制度を利用して町の負担割合を軽減することには理解いたしますが、令和8年度は13人程度の地域おこし協力隊を大量募集すると聞いております。経過とともに目的と狙いをお聞きいたします。

○議長（澤西省司君） 経営戦略課長、坂下誠さん。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 地域おこし協力隊の任用につきましては、単なる行政職員の代替ではなく、地域課題の解決や地域資源の活用などを目的とした重要な施策の一つだと考えております。現在、町内で活動している4名の協力隊の活動内容につきましては、先日の報告会でお聞きしていただいたとおりです。

本町にはまだまだ課題がたくさんあります。従来の行政運営だけでは得られにくい発想や手法を町にもたらせてくれることも期待できます。そして何より外からの人材が町に定住、定着することで、地域の新しい担い手として町の活性化に寄与し、地域活力の維持にもつながると期待しております。

国も本町のような人口減少に悩む中山間地域の新たな支援策として協力隊の普及を積極的に進めていただいていますので、本町としては必要の範囲内でこれからも積極的に活用を考えていきたいと考えております。

来年度なんですけれども、主要事業の中で関係各課から説明があったと思いますが、今年度の4名に加え、大井川鐵道を絡めたにぎわい創出や新商品の開発や販路開拓等の地域おこし協力隊を新たに4名募集します。そのほか、広報アドバイザーやDX推進アドバイザーなど、既に専門知識や企業のノウハウを持っている地域活性化起業人4名を募集し、行政のレベルアップにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

経過というか、目的と狙いがよく分かりましたので、皆さんで知恵を出し合って、ある程度その地域おこし協力隊、あるいはアドバイザーをまとめていただくことをお願いしたいと思います。

続きまして、若手議員が集まり、町長も答弁されておりましたが、幾つかの提案、アイデアの数々の実現に向け、取組等は継続されているのか。また、8年度の予算には反映されているのか伺います。

○議長（澤西省司君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 令和6年4月に公表された消滅可能性自治体744市町の中に本町も入っていたことから、若手職員を中心に人口減少ワーキンググループを立ち上げ、期間限定で取組を行いました。現時点ではございません。職員個々の業務を持っている中でやることですので、簡単に編成できないということは御理解いただきたいと思っております。

このワーキンググループで出された案に対して予算への反映につきましては、昨年度、令和7年度の主要事業で説明があったと思っておりますが、健康福祉課予算の中で、分娩取扱施設への交通費、宿泊費助成や妊婦健診交通費助成、不育症治療等交通費事業を今年度、令和7年度予算に反映をされております。

○議長（澤西省司君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） ただいまの坂下課長からお話があった3点につきましては、令和8年度の予算においても計上させていただいております。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。非常に答弁、ありがたく思っております。

また、前にもちょっと、全協か何か忘れたんですが、山下議員も言っていたのですが、ここにいる子供たちが川根高校へ通ったり、町外で高校通っているんですが、あのときもたしか若い人たちに多少通学の助成をしたらいいんじゃないかというアイデアが出てのことで職員の方から聞いた覚えがあります。どうかやはりその辺も含めて、来年度は無理でしょうが、やはり子供たちの支援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、令和8年度の予算を含め当町の当面する課題、令和10年度開通を目指し、大鉄全線復旧工事スケジュール等、また、8年度の町の大鉄の負担支援に7,200万円を計上していただいております。幾つかの重要事業と一緒に生活インフラ整備ともいえる、あまり前例を聞かない情報基盤整備の町所有のインターネット網の民間譲渡に向けた高度化改修事業補助金約3億6,000万円も計上されました。令和8年度中に整備を完了して、9年以降に移管を目指す、また、改修により同法無線システムの更新、SNS公式ラインアプリ等の整備利用にも約4,300万円が計上された。それに伴い起こり得るとされる通信弱者等への救済

対策、山田議員の質問にもあって、答えはいただいたんですが、川根フォンなどの放送通信設備変更・廃止等の内容を町民一人一人に理解していただくためにも、住民説明会等開催が必要な時期ではないか、住民サービスの観点からぜひお願いしたい。再度考えをお伺いいたします。

○議長（澤西省司君） デジタル推進課長、服部了士さん。

○デジタル推進課長（服部了士君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

情報基盤整備の民間譲渡につきましては、直接的な現在の住民サービスとの影響は特にございませぬ。IP告知端末機、いわゆる川根フォンの廃止につきましては、町民の皆様には十分御理解いただきますよう、広報紙、チラシ、町のホームページ、LINE、川根フォンなど多様な広報媒体を活用しきめ細やかな説明に努めてまいります。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 関連ですが、一応、住民、地区とか地域の説明会はやらないということで御理解してよろしいでしょうか。

○議長（澤西省司君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） 現在のところ各地区を回っていくような説明会は計画しておりませんが、区長さんの区長会の集まりとかもございませぬので、まずはそちらのほうで説明をしたいと考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

やはり私たち、今までもこの設備の大事さ、また緊急のときということで分かっておりますけれども、山田議員のときも答弁と質問に出たんですが、やはり弱者という言葉はいいかどうかあれなんです、救済対策だけはしてください。確かに子局があつてというけれども、山田議員が言ったように、耳の聞こえない人、あるいは盲目の、言葉は何と言つていいか、すみませぬ、分かりませぬけれども。そういう人たちは余計、安全策を通常の方よりも早く知つていただく手段というのは、幾つかの方法があるということはお聞きしたんですが、重ねて、その辺は十分説明しながら、地域の中で一人も残さないような、とにかく避難ということを再度お願いして、次の質問に入らせていただきます。

今度の話は、10番は長くなります。最後になりますので、答弁は結構です……、その前に、一つ忘れて。議長、すみませぬ、いいですか。

○議長（澤西省司君） どうぞ。

○8番（野口直次君） 先ほど山田議員のときに、町長が、政策企画を職員にやつていただくために、関連の仕事は関連団体に任せるといふような感じで私、推測したんですが、政策企画というのは全員の職員がそれぞれモチベーションでやるのか、政策企画というのはい

うことか教えていただきたいと思います。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） これ指定管理のところでは言ったところですよ。政策企画、要するに職員がいろいろ事に携わるといふより、やはり外部団体へ委託することによって、それが政策企画になると思うんですけれども、そういったことを言った、重要業務に専念できる、そういったことの意味合いを私言ったつもりですけれども。

○議長（澤西省司君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ちょっと聞き間違えたところもあるんですが、私はその辺ちょっと分かりにくかったんで。それと、私が、最後の質問もそれに関連することもあったもんですから、突然、再質問の中に入れさせていただきました。

最後になります。答弁は結構です、町長にお任せいたしますので、よろしくお願いします。今後のまちづくりへの思いと、予算委員会で感じたことです。

町から交付金、補助金で運営されている各種団体等指定管理者も含め、各課が横の連携に努めて事業執行に当たり、大切な公金、税金で賄っていますので、町として助成金等の支給団体にさらに踏み込んで、お金の流れ、使い道、また活動内容も精査してほしいと思います。役場職員、また関連する団体職員にさらなるPDCAサイクルを常日頃から励んでいただきたいと思います。

また、厳しい財源確保の予想される時期、先ほども述べたが、有利な国・県の補助金の利活用は十分理解するが、国の新しい事業、それに補助金確保の申請が先になり、補助金の枠に縛られて、その後、後づけで事業計画作成に陥り、事業自体そのものに無理が生ずる。また、説明にも整合性がなくなることも心配します。

また、各担当部署においては、これをやってみたいが、職員の裁量、アイデアの幅も狭くなり、反映できないこともあるのではないのでしょうか。時には地元住民が必要とする施設利用、企業誘致、観光客誘致の目的施設利用等、大きな交差する円を描く構図がごちゃ混ぜになり、中途半端になり、本来、町が臨む総合的な大きな目標を持った地方創生の計画的な事業そのものがない可能性もあるのではないのでしょうか。一言でいえば、鶏が先か卵が先か。私は危惧すら感じました。

職員には、心身と時間とのセットで、ゆとりのあるリフレッシュが大切だと思います。課の再編も視野に一人一人の担当者の仕事を大勢の職員でカバーできる体制も構築すること。また、充実した職場環境も必要ですし、勤務時間の短縮等、働き方改革に尽力して、一人一人がそれぞれ倫理観をしっかり持ち合わせている集団、職場体制づくりを望みます。検討を重ねていただきたいと思います。

辛口ですが、それは町長をはじめ特別職の的確な方針指示、ゆとりの笑顔と任せる気持ち、この三本柱だと私は常々考えております。一介の議員が指摘するお話ではないかもしれませんが、予算委員会の審議で少し脳裏に浮かんだ感想です。私自身も何事につけ甘い人間です。

人様をとやかく言える人間でもありません。行政、議会も町長も議員も、自分たちをそれぞれ身内で評価するのではなく、町の皆さんが判断する。その大原則をもう一度、内側から再確認することも大事だと私は思っております。

私の考えが口ばかりだと思って笑っても結構ですが、現実すぐに人口5,000人を切ります。町長も常に言っているが、町も今、大きな転換期、だからこそいい意味、楽しく仕事をして、迫りくる行財政改革、また、具体的な数字時期はなかなか明確にできないとは言っているんですが、ある程度欲しいなということを含め、改革の断行もお願いします。

形はどうでもいい、令和の目安箱の設置、町民を引き寄せる、町民を離さない。これからの小規模自治体の川根本町が抱える難題に、町長を筆頭に職員も議員も一緒に一生懸命を表に出して、若手職員、若手議員も含めてそれぞれの職域で知恵を出し合いながら会話の機会を増やしていき、ざっくばらんでみんなで取り組んでいけたら、いい町になるんじゃないかなと私なりに、具体的なことを言っても分かんませんが、思っております。

一般質問の趣旨に大きく脱線してしまい、取り留めのない質問と話で、誠に申し訳ございませんでした。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤西省司君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） ありがとうございました。

やはり私の務めというのは、この町に住み続けたい、この町に未来を描きたいと思えるような希望を考えていくことだと思っております。その中に、先ほど野口議員、PDCA、プラン、行動、確認、改善の話をしていただきましたけれども、もう私はAARと思って、見直し、行動、振り返り、これやっていないと、絶対この町どんどん縮小していく。だから、AARの中で、第3次総合計画のお話、少しさせていただいたんですけれども、それ大事だなと思って、本当に見直しがあって、行動があって、振り返りがあるという、それをAARと言うんだけど。英語で言うと、ちょっとアクセント下手だから言わないけれども。

そうこの中においておいて、これから先もやはり未来永劫続くようなまちづくりをやりたいと思っている市、それと、先ほどデジタル課長がちょっとお伝えしたことで、区長さんたちにはお伝えするという、タウンミーティングもやりますので、4月、5月、どれぐらいになるか分からないけれども。4年前20か所でやったんだけど、いろいろあって、早めにやるといろんなことが反対されることがあるもんだから、賛成していただかないとなかなかできないことが多いし。5か所ほどでタウンミーティングも4月、5月に計画を立てて、それを第3次総合計画にも反映していきたいと思っていますし、皆さんの意見も聞きたいし。ぜひよかったらまた来ていただいて。報告も兼ねて答弁させていただきました。

○8番（野口直次君） どうもありがとうございました。

○議長（澤西省司君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

以上で午前中の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は午後1時としますので、時間内にお集まりください。

以上、休憩に入ります。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（澤西省司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、佐々木直也君、発言を許します。6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 6番、佐々木直也です。

では、一般質問を始めさせていただきます。

過去を学ぶことと過去にとらわれること、一見似ているようでいて、この二つは実は正反対の心の在り方であると私は感じています。

初めに、町長の力強いリーダーシップと変化を恐れない柔軟な姿勢に深く敬意を表します。

前回の一般質問において、私は、この町の行政運営におけるOSを書き換えるという提案をさせていただきました。それは、これまでの慣習を大切にしながらも、今の時代に合わせて行政の仕組みそのものをアップデートしようとする挑戦でした。

先般の予算委員会を通じ、外部プロフェッショナルの登用、副町長直轄の稼ぐチームの始動などなど、私の提案の少なからずの提案が次年度の施策として具体的に実装される見込みであることを確認させていただきました。これほどまでにスピーディーに新しい未来への一歩を確約された町長並びに執行部の皆様の英断に心から感謝申し上げます。

今回の質問は、言わばその続編です。実装が始まった新しいOOSという確かな視座を持って、あえてこれまでに積み残されていた過去の課題を捉え直し、さらなる進化を目指すものです。

世の中には、まずくなるものは放っておけば必ずまずくなるという真理があります。また、これまでそっと蓋をされてきたパンドラの箱は、私たちが目をそらし続けてもいつか必ず開くときが来ます。そのときが来てから慌てるのではなく、町長が改革の旗を掲げ、町に活力が生まれつつある今こそ、しっかり課題に向き合い整理しておくこと。それこそが今を生きる私たちの未来への責任ではないでしょうか。

合併20周年という大きな節目。これまでの絆を、誰もがいつまでも安心して頼れる確かな仕組みへの進化させていく。行政、議会、そして町民の皆さんがそれぞれの立場や役割において最大限の力を発揮できるオール川根本町。その新しい物語を共に描くべく、通告に従い、質問に入ります。

大井川鐵道への持続可能な支援と町有財産（法定外公共物）の適正かつ未来志向の管理に

ついて。

大井川鐵道は、本町にとって不可欠な観光資源であり、町民の足であります。早期の全線復旧を強く望む立場から、本町も多額の補助金等を出して支援を行っています。しかし、真に持続可能で未来志向の支援を行うためには、大井川鐵道と本町との間にある法的な懸念事項をクリアにし、企業としてのコンプライアンスや資産価値を高め、事業の可能性を拡大できる環境を整えることも大事だと思います。

特に、線路敷地内に存在する町有財産（赤道等）の法定外公共物の権利関係について、地方自治法に基づく適正な財産管理と公金支出の妥当性の観点から、以下の点を伺います。

線路敷地内の町有財産、いわゆる赤道等の現状認識について伺います。

現在、大井川鐵道の線路敷地内において、本来、本町が管理すべき赤道、法定外公共物が多数存在していると推測されます。これらについて、町は正確な面積や位置を把握し、適正な占有許可等の手続を経ているか。仮に条例等により使用料が減免されているとしても、境界が未確定のまま、あるいは適正な許可手続は経ない状態での使用が常態化しているとしたら、それは地方自治法上の適正な財産管理の観点から問題があるという認識はありますか、伺います。

権利関係の正常化による「未来への投資」と具体的な解決策について。

本件は、過去の未払い等を追及するものではありません。大井川鐵道が今後新たな事業展開や資金調達、例えばスポンサー誘致等を行う際、敷地の権利関係が不明確であることがデメリット、足かせにならないよう、未来の可能性を拡大するための正常化です。

大井川鐵道側に測量費等の即時負担が難しい事情があるならば、今回の多額の復旧支援を契機として、復旧工事に合わせた境界確認の実施、あるいは将来的な権利正常化に向けたロードマップ、覚書等の締結を求めるなど、町の財政負担を増やさず、法的課題をクリアする実務的かつ建設的な解決策を検討すべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

この質問は、非常に通告後、心配の声ですとか、その質問の意図は何だと、そういうようなお話をたくさんいただいた中で、質問の通告にもあります、未来志向ということで、今日の話は進めていきたいと思っておりますので、町長も前向きな答弁と伺いますか、ぜひまた笑顔でお答えいただけるような、そういう感じをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

壇上からの質問を終わります。

○議長（澤西省司君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、笑顔で答弁させていただきます。

一つ目の1番ですが、線路敷地内の町有財産（赤道等）の現状認識についてお答えします。

御指摘の線路敷地内にある赤道などの法定外公共物についてですが、これは明治時代の地租改正や約100年前の大井川鐵道建設の際に、公図上の里道が整理されず、そのまま残っているものです。大井川鐵道建設当時は、赤道などは国有財産でしたが、その後、国からまち

に譲渡されました。しかし、譲渡の際に、鉄道敷地内にどれだけの法定外公共物があるかという具体的な情報は示されていません。

そのため町としては、それぞれの所在、面積、境界、権利関係を詳細に把握していないのが現状です。また、正確にそれぞれの所在、面積、境界、権利関係を把握するには、多くの隣接土地所有者との境界立会いが必要であり、大変な労力と費用がかかるのが現実です。

こうした状況は、全国の多くの自治体でも見られ、直ちに違法な状態というものではございませんので、御理解をいただければと思います。

次に、二つ目の権利関係の正常化による「未来への投資」と具体的な解決策についてお答えします。

まず、町は、地域経済、観光振興や公共交通の維持発展を重視していることから、現在、災害により被災した当路線の全線早期復旧を後押しするため全力を尽くしているところであります。

質問の中に「過去の未払い等を追及するものではない」旨の発言がございましたが、線路敷地内の法定外公共物については、川根本町道路占用料等徴収条例の規定により、占用料は免除となっていることを申し上げておきます。

また、先ほど申し上げました、正確に実態を把握するには大変な労力と費用がかかることから、将来実施する国土調査事業、また、線路隣接地で町施行事業を実施する場合、個別に境界確定を申請された場合において、赤道などの法定外公共物の権利関係の整理について対応してまいりたいと思っております。

○議長（澤西省司君） 再質問を許します。6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

まずは実務的な1点を確認させてください。

現在進んでいる復旧支援の期間はもちろん、全線復旧が成し遂げられたその先においても、万が一、境界確定の必要が生じた際、今、町長が説明いただいたような場合です。その調査や測量に要する費用、それにつきましては、実質的な利用者であり管理主体である大井川鐵道側が担う、これを時代が変わっても揺るがない恒久的なルールとして町と共有できているか、改めて伺います。

○議長（澤西省司君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） お答えいたします。

佐々木議員から質問をいただいた際に、町の対応に対する費用負担について大井川鐵道と話をしました。理解と認識を共有しているところでございます。

以上です。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 今の答弁、ちょっと確認したいんですけども、実質的なそういう場合の負担については、大井川鐵道が担うという認識で間違いないですか。

○議長（澤西省司君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 全額ということになるとちょっと問題が生じるかと思っておりますので、その辺は大井川鐵道と今後も協議をして決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 承知いたしました。

その場合によるというのは確かにそのとおりですので、ひとまずはこの中においては、こういう場合はどうするかという話の土台が整ったということは一つの前進かなと思います。

川根本町は今、答弁の中にもありましたけれども、使用料の減免措置ということは明文化されているわけですね。境界確定の未実施という、その今の現状は、行政運営の観点から見ると、権利は主張しているけれども、実態を把握できていないという宙ぶらりんな状態と言えるかと思えます。境界が曖昧な場所で災害、土砂崩れや路盤流出が発生した場合、誰が復旧費用を負担し、誰が責任を負うか、こういうことが話の争点になってくるんじゃないかと予想できます。境界未確定における管理責任の所在を協定として結び直す。今お話しになったことです。電話確認だけではなく、協定として結び直す。そういうようなことを、減免しているわけですから、その恩恵をこちらは与えている立場として、管理コストやリスクの分担を明確に定義し直すアプローチというものは必要かと思えますが、考えを伺います。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） その場その場のことだと思うんですけども、もし災害があった場合、私も徳山 というところを工事やったんですけども、そこは境を大鐵とも話をしながらやりました。そのポジションポジションにおいておいていかなることがあるかということ、それが大事。無理やり大鐵さんがどうのこうの、そうじゃなくて、災害、例えば先ほど私、線路設置で町施行事業があるときとか、そういった場合のときにはちゃんと確定するよと言いましたけれども、現在に当たってはどこの自治体も、ただ、違法なことではないです。その状況によって応えながら、赤道も境も調べてやっていく。事実、私も工事をやったときに、大鐵と民地の境というのはちゃんとくいを打って、そんな記憶もありますので、現場で私が動いていたときですけども。そういったことの中において、これからもそういったポジションポジションで対処していくということです。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） ありがとうございます。

場合によってということではあるけれども、先ほども発言しましたとおり、大井川鐵道とお話をして、こういう場合はこういうふうなことがあり得るよねという認識を共有できたことは大きな前進だと思います。

そのルール、そういうようなルールというものが明確というのか分からないですけども、取りあえず意識の共有ができた中で、そういうものを実効性あるものにするためには、町が

どこにリスクが潜んでいるかということのを正しく認識することが大前提だと思います。先ほども言いましたけれども、パンドラの箱を恐れて蓋をし続けるのではなく、事案の芽を把握しようとする姿勢こそが町にとっては真の危機管理であり、鉄道にとっては将来の不要な不安を払拭し、持続可能な経営を支えるための誠実な支援になるのではないかと思います。

今すぐ多額の予算をかけて全線調査を行うことは現実的でないことは理解しています。そこで、より長い時間軸での提案です。今後、線路周辺での修繕工事、あるいは地域住民による清掃活動など、先ほど町長がおっしゃったようないろいろな機会において、その箇所の境界や権利関係の一つずつ確認し、それをデジタル化していく、ちゃんとデータとして集めていくと。そういうことを積み重ねていって、そういうものをルール化していって20年とか30年、長い時間かかってもいいので、そういうものをちゃんとしっかりと積み上げていくという、そういうような考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 当然、議員がおっしゃるとおり、デジタル化していく。先ほども申し上げ、何度も申し上げますが、そういった災害が大鉄の近くであった場合、それはそれで必ずやらなければいけない、用地測量もありますので、それは当然やっていかなきゃいけない。その都度その都度の中において、境界ルール、それもデジタル化していく。今の地籍調査においても、そういったルールの中で今やっていますけれども、ちょっと水川は後手後手に回っちゃったけれども。そういったことの中においておいて、必ずルール化してやっていくのは常識です。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 改めてのすみません、確認になります。

ほかの自治体、鉄道所有というか、走っている自治体においては、公有地を鉄道会社が走っていて、同じように赤道が走っている。それについては、ほかの自治体でいうと、使用料を求めた件、解決金として今までの使用料の代わり、それからそこを買い取るお金として支払いを求める件もありますが、川根本町においては、それはやらないということでしょうか。

○議長（澤西省司君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 境界が確定した場合の町の財産に対する占用料であったり、そういったものに関しては、町の道路占用等徴収条例で、鉄道業者に対する占用料は免除という記載がありますので、占用料については徴収しないという形でいきたいと思います。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） ありがとうございます。

本町は、合併20周年という大きな節目を迎えました。これまでは顔の見える関係という絆が柔軟な対応を支えてきました。この顔の見える関係というのは、例えば町長が藺田町長だから、ここは融通利かせてやるかとか、担当課長がこの人だから、当事者からして、あいつ

の言うことならというような柔軟な対応。これはすごくいいところでもあり、悪いことでもあるなというふうなことを感じているわけですがけれども。これからの20年を見据えたとき、そのすばらしい個人の絆を誰もが安心して頼れる確かな仕組みへと深化させる時期に来ているのではないのでしょうか。

口頭の合意を公文書に残し、個人の経験を組織の共有資産とし、明確な判断基準を明文化する。先ほど町長から、意思決定の明確化、このような言葉がありましたけれども、これによって、職員の皆さんがそれぞれの役割において迷いなく、その能力を発揮できる環境が整っていくのではないかと考えます。

このようなことを加速させていくべきと考えますが、町長、改めて考えを伺います。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 赤道から未来の投資ということで、質問がなかなか高度な質問でして、いずれにしても未来への投資というのは大事なことです。先ほど私が言いましたよね。だから、職員が切り替えているんな仕事ができる。そのときは、やはり私のリーダーシップがどれだけできるかということだから、そういった意味の中においておいて、未来への投資は大事なことでして。これと大鐵の赤道とつながる話になるのかな。ちょっと自分自身も戸惑いながら答えているんですけども、いろんな意味の中でルール化をつくっていかなくちゃいけないと思っております。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 大鐵の話は、過去のずっと積み上げてきた曖昧な部分というのが、ずっと付き合いがあったりですとか、そういうことというのは町のあちこちで、過去この人がこうだったから、あそこはそのまま手がつけられないんだとか、当時の町長がこういう感じでそこを明文化しないまま、いいわいいわでやってきちゃったんだというようなことというのは町中あちこちに点在していて、それは個人の所有地だったりとか公共施設だったりとか、そういうところではたくさんあるので、そういうものを現実を見て一つ一つ明らかにする。意思決定の明確化だったりとか、大鐵のこと、赤道もそうですけれども、一個一個向き合っていないと、いつか絶対まずいことになるよねというお話でございました。

ちょっと言葉がきついというか、大げさな感じになるとは思いますが、ここも大事なことで、改めて確認させてもらいたいですけれども、境界が曖昧なまま公有地が紛れ込んでいる状態を放置することは、法的には不動産侵奪罪という重い言葉が関わってくるような予期せぬ事態を招きかねません。これは町民や長にリスクがあると、そういうことなんですけれども。

町長も大切な町民や企業をこうした法的な不安から守り、それぞれが安心して自分の役割に集中できるようにするためには、このような問題に強い関心を持ってくださる、そういうことを求めるものなんですけれども、こういうことには関心をぜひ持っていただけるということ、どうでしょうか。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いろんな事例は過去もあったと思います、家の中に赤道が走っていかとか。そういった事例のことも聞きますので、そういった法的ルールというのは守っていかなくちゃいけない、やはり、町民の皆さんも。だから、そういったことの中においておいて、先ほど申し上げましたけれども、意思決定の明確化というのは大事なことです、そういうのはやっぱり向き合っていかななくちゃいけないことだと思っています。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） なかなか過去のことを背負っていくという、本当に転換期である今、いろんなコンプライアンスとかそういうことがなかなか厳しい中で、過去のことは本当にもう関わりたくないよということもたくさんあるかと思うんですけども、そういうふうなものを重荷にするということではなくて、未来へ向かうために、経験という名の地図に書き換えていきたいと、そういうふうに考えています。それは本当に未来を守るためであり、未来への責任かなと感じております。

過去の曖昧さを責めるものではなく、今いる場所を正しく知り、この町の誇りを取り戻すために、地図を一つずつ丁寧に修復していく。そんな誠実な姿勢こそが、町に関わる全ての人が自分の役割に誇りを持てる土壌になると、そう考えるんですが、本当にこれからいろんな、来年度事業も予算、今日ありますけれども。攻めることも大事ですが、今までのことも一つ一つ丁寧に直していく、向き合っていく、そういうことについて町長の考えを伺います。

○議長（澤西省司君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今日はいろいろ質問が大鐵から未来のことも言っているものから、いつもいつも議員、なかなか質問のほうも、自分も真剣に答えなくちゃいけない。先ほどAARのことにつながると思うんですけども、やはり現時点を考えて、どうあるべきかということをお私には考えていかにゃいけないと私も思っていますので、いろんな意味の中においておいて、ルール化もそうだし、過去を振り返ることも大事だし、その中においておいて今何があるか、そこも大事なことです。だから、今いろんな問題がある。公の施設もそうだし、ひっくるめてやれば全部そうだね。昔のこと、昔がこうだったから、今どうするんだ、そういった問題にちょうど我々が今当たっているということ。そういった意味も含めて、やはり整えるところは整えていかなければならない。

いずれにしろ組織分化刷新もしていかなければならんし、ちょっと話飛ぶけれども。そこにAARというものが出てくるんだけど、そうした中の中においておいて、やはり未来への投資の中で、大事な部分は大事なことで地図にする、大きく、地図、そこには絵にする。いろんな意味の中においておいて、そういった をこれからもやはりやっていかななくちゃいけないことだと思っています。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 今回の質問、大鐵といいますか、赤道だったりとか、そういう過去

のことを含めてずっとこれからも進んでいかなきゃいけない。今までのことは当然我々が引き受けて、そして将来の子供たちに渡していかなきゃいけないよねと。そういう話の導入として大井川鐵道の今の復旧工事前に1回そういう話をしたほうがいいよなと思いましたが、そういう質問をさせていただいたわけなんですけれども、冒頭に申し上げたとおり、まずくなるものは放っておけば必ずまずくなると。その前にこういう話をさせていただきました。

今、私たちが波風を恐れて曖昧さを残せば、10年後の子供たちは私たちが残した後始末に追われることになる、こう思います。それは、彼らから自由に未来を描く余白を奪うことになるんじゃないかと思えます。子供たちが私たちのことなど気にせず、前を向ける土壌を残すこと、こういうことが過去の問題を引き受け、一つ一つ解決していくということにつながっていくんだと思えます。

繰り返しにはなりますが、こういうようなことを踏まえて、子供たちへのメッセージ、未来を担う若者たちへのメッセージ、町長から一言お願いできますか。

○議長（澤西省司君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） とにかく自分は曖昧さが嫌い。佐々木さんとお付き合いしながらもそうだけれども、曖昧なところも結構あるんですけれども、あと子供たち、これは未来永劫大事なことですからね。もう我々より大事だよ。そういった意味の中においておいて、子供のことはいろんな予算も含めて言っているし、教育長ともいろいろ話をしながら、子供予算、改めて、頭の中で考えれば子供予算、そういった意味の中においておいても、これからも大事に子供さんたちは見守っていく。いずれにしろ日本の財産。これからあの子たちがいなくなると日本がどうなる。我々じゃないよ。だから、そういった意味も含めて子供というのはやっぱり大事だし。

本当に皆さんも子供さんいる人、お孫さんいる人いると思うけれども、たまらんわいね。だから、あの子たちがどうするかということをやはり考えていろんな予算編成も組みますけれども、子供さんのことは大事にこれからもずっと考え続けたいことだし、本当、明るく素直に生きて行ってほしいなと思っています。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） いいメッセージをどうもありがとうございます。

これまで大切に、この町ではいろんな人と人が話をしたりとか、いろんな社会活動だったりとか、そういうものを通じて信頼関係が構築されされてきて、その中で、例えば区長さんがいたり、消防が入ったりとか、その町のいろんな文化というのが当然構築されてきたわけですが、その関係性において、曖昧な部分というのも、それこそがまさに本当は文化なんだというところもあるんですけれども、後々の人からしたら、やっぱりそこはしっかりしておいてほしかったなということって多分たくさんあって、そういうことの積み上げで意外と将来苦労していくということは、今までの話が大体そういう話なんですけれども。そこら辺は、我々、今からの時代は本当に気をつけていかなきゃいけないなと思っています。

今までの政治というのは割と属人的な信頼だったりとかそういうもの。今言ったように顔が見える関係ゆえに、あいつだったらいいよとか、そういうようなことだったりとか、うまくやっと思ってみたいぐらいで終わっちゃうこととかももしかしたらあったのかもしれない。

そんな中で、これからのまちづくりというものが本当に属人的な信頼ではなくて、組織の構造、ルールだったり、そういうことで、誰もが迷わずまちづくりに邁進していける。細かいことに迷わず、こういうときはこうだよねということをちゃんと土台をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

誰が担当になっても揺るがないルールや構造へと昇華させていくと。それが私の提案する前回の続編、アップデートの本質でございます。個人の善意に依存するのではなく、組織として構造で町を守る。だれがやってもうまく、うまくというか、迷わない。そういうような透明性の高いルールによって、次世代へつないでいきたいと、そういうふうに考えております。

今回のケースを行政運営の近代化につなげ、職員の皆さんがその専門性を最大限に発揮できる仕組みへと転換させていきたいと、そういうふうに提案しております。行政、議会、そして町民の皆さんがそれぞれの立場や役割における力を最大限に発揮し、美しいハーモニーをかなでる。町長には、その個々の力を引き出し調和させる社会の指揮者、ソーシャル・コンダクターとしての役割が今求められていると思います。合併20周年を属人的な町政から、近代的な仕組みへの町政への転換点とし、オール川根本町を導いていくという決意を最後にお聞かせください。

○議長（澤西省司君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 今までやってきたことの中においては、ちょっと後ろへいっちゃったこともいろいろあるんですけれども、自分が指揮者でやれというのなら、それはずっとやっていく話ですけれども。ただ、議員、いろんな問題がある、今までに。まだ問題あるところもあったりして、またあと、くらし環境課と話をしなきゃならんこともあるんですけれども。いずれにしろ前向きな対応の中でこれからしっかり、近代政治と言われれば、そうなると思う。今までの20周年というのはどういうものだったか。先ほど議員の中でも、野口議員も言っていたんだけど、町長がやらなかったで終わっちゃっているとか。

そういったことの中においておいては、やはりやるべきことはやっていかなきゃいけないし、コンダクターになれといえればしっかり指揮取って、本当に町全体を動かしていくから。そういった思いがないと、なかなか町長ってできない。そういう思いの中で、これから先も前へ進めながらやっていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力、ぜひ御支援もお願いしたいと思っております。

○議長（澤西省司君） 6番、佐々木直也君。

○6番（佐々木直也君） 町長の誠実かつ前向きな御答弁ありがとうございました。

冒頭でお伝えしました笑顔での御答弁ということ、途中から笑顔が見られて、とても安心しましたし、傍聴の方にも伝わったんじゃないかと、対話に応じてくださったことを感謝いたします。それこそが住民のWell-beingを高める最高の戦略であるといまだに確信しておりますので、引き続きどうぞお願いします。

予算委員会でも感じましたが、この町は今、着実に新しくなろうとしているのではないかと、そう感じております。合併20周年という節目に、私たちが次世代に何を残せるか。それは物理的な資産だけではなく、誠実で透明な仕組みという土壌そのものではないでしょうか。パンドラの箱が開く前に自らの手で整理を行い、未来への地図を整えていく、その決断ができるのは、今この町のかじを握る町長においてほかにありません。

しかし、この大きな変化を成し遂げるのは、町長一人でも、我々議会だけでもなく、行政のプロとして誇りを持って働いていただいている職員の皆さん、そして何よりこの町を愛し、それぞれの場所で固有の音色を響かせている町民の皆さん。町民は決して行政が奏でる音楽を聞く聴衆ではありません。一人一人が主役として楽器を持ち、この町の未来を共につくり上げていく奏者そのものです。議会、行政、町民がそれぞれの立場、役割における力を最大限に発揮し響き合う、そんなオール川根本町のハーモニーを結集してこそ、私たちは過去の課題を乗り越え、新しい20年の扉を開けると私は信じております。

どこか別の誰かが書いた譜面をなぞるような、近隣市町村のまねごとばかりではなく、横並びな安心感に浸るのではなく、自分たちにしか奏でられない川根本町だけの旋律を信じて新しい譜面を、最高の音楽を響かせていこうじゃありませんか。軽やかに、けれども責任から逃げずに、私はこれからも未来から逆算してこの町の日々を熱く、楽しく、リアルに描いていくことをお誓いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤西省司君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問をこれで全て終了いたします。

再開は午後1時45分からとなります。休憩に入ってください。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（澤西省司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第22号 令和8年度川根本町一般会計予算

◎日程第3 議案第23号 令和8年度川根本町国民健康保険事業特別

会計予算

◎日程第4 議案第24号 令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第5 議案第25号 令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第6 議案第26号 令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第7 議案第27号 令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

◎日程第8 議案第28号 令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算

○議長（澤西省司君） 日程第2、議案第22号、令和8年度川根本町一般会計予算から日程第8、議案第28号、令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議案を一括議題とします。

予算特別委員長から報告を求めます。予算特別委員長、山田貴之君。

○予算特別委員長（山田貴之君） それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月2日に開会した令和8年第1回定例会において、令和8年度の一般会計予算、5つの特別会計予算及び事業会計予算については、議長を除く9名の議員で構成する予算特別委員会に付託されました。

同日、本会議散会后、正副委員長の選出、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から令和8年度予算の概要について説明を受けました。課別の詳しい審査は、3月4日から11日までの間に5日間、役場3階の大会議室で実施しました。

審査は、提出された資料や担当課長、職員からの説明、また委員の皆様方の御協力により円滑に進めることができました。委員からは、様々な質疑、意見等が出され、町長、副町長、教育長をはじめ担当課の皆様におかれましては、それらに対する回答のほか施策に対する考え方や方針等も示していただきました。また、町の抱える様々な課題等に対しましても真摯な御答弁をいただき、内容の充実した委員会となりました。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

3月17日には現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。採決の結果を報告いたします。

議案第22号、令和8年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第23号、令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第24号、令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第25号、令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第26号、令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第27号、令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第28号、令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見等について、抜粋して報告いたします。詳細については、お手元に配付しました委員会審査報告書を御覧ください。

まず、2ページに当たります。税務住民課、2. 6. 1 税務総務費です。

この事業の目的と効果はの問いに、評価に必要な基準表の作成が目的である。失礼しました。業務名については固定資産家屋評価補助業務であります。この事業の目的と効果はの問いに、評価に必要な基準法の作成が目的であるとの回答がありました。

次に、3ページ、国民健康保険事業特別会計。

特定健診よりは人間ドックを推奨しているのかという問いに、特定健診を受診できなかった方向けに人間ドックを勧めている。特定健診は県からの財源手当があるため、保険料の負担を考慮すると財政的には特定健診が有利であるとの回答がありました。

次に、5ページ、危機管理課です。

防犯灯整備事業補助金について、防犯灯は、ほとんどLED化されているのかの問いに、ほぼLED化されているわけではない。地区要望により随時LED化しているとの回答がありました。

7ページです。総務課、2. 1. 6 庁舎管理費。

工事請負費が計上されているが、何を行うのかの問いに、空調のフィルター交換、3階のトイレの洋式化を予定しているとの回答がありました。

8ページ、2. 1. 12 総合支所管理費です。

本庁舎と総合支所の電話機は統一されているのかとの問いに、令和8年度の改修において本庁舎と電話機を統一していくとの回答がありました。

10ページです。健康福祉課の3. 2. 2です。

児童福祉施設費の中のハブノート活用について、職員個人のスマートフォンを利用するのかとの問いに、既存の町の備品であるタブレット端末を活用するとの回答がありました。

12ページです。

いやしの里診療所管理運営について、新たに開始する小児科遠隔診療のための機器整備は必要ないのかとの問いに、電子カルテへの接続等が必要となるため、新たな機器整備が必要となり、その予算も計上しているとの回答がありました。

13ページ、高齢者福祉課です。3. 1. 3 高齢者福祉費。

生きがい対応型デイサービス事業について、前年度よりも利用者が減少する見込みの中、予算が増額となる理由はとの問いに、委託先の人件費や運営経費が増えているためとの回答がありました。

同13ページ、介護保険事業特別会計。

介護士養成のため研修補助を充実させていく必要があると思うが、いかがかの問いに、来年度も引き続き研修補助を行っていくとの回答がありました。

16ページ、産業振興課です。6. 1. 3 農業振興費。

有機農業を推進するに当たっての課題をどのように認識し、どのように対応していくつもりかとの問いに、本町では対象の多くは茶業であるが、エリアの分別及び団地化が課題であるとの回答がありました。

17ページ、6. 1. 8 茶茗館運営費。

フォーレ茶茗館屋根改修工事について、施工面積ほどの程度かとの問いに、センチンで32㎡である。屋根の勾配がきつく一般的な屋根改修より高額となるとの回答がありました。

18ページ、有害鳥獣対策事業です。

熊捕獲用通信機は、どのように活用するのかとの問いに、おりに設置し、捕獲できたら通報が入るためのもの、確認に行きにくい場所を優先して設置する予定であるとの回答がありました。

20ページ、建設課、8. 1. 1 土木総務費。

空家等除去事業について、今までの補助実績はいかがかの問いに、10件で300万円となっているとの回答がありました。

21ページ、8. 3. 1 河川総務費。

洪水土砂災害のハザードマップ作成業務についての今までの区域と大幅に変わるのかとの問いに、洪水想定に各支流を含めたことで浸水想定区域が変更となるが、今まで公表してきた浸水想定区域から大きくは変更ないと回答がありました。

23ページ、経営戦略課です。2. 2. 2 まちづくり事業費のうち、グローバル人材育成研修。

川根本町の将来を担う人材育成として、後につながる狙いを明確に持った上で高校生にアプローチしていただきたいとの問いに、いずれ本町に戻ってもらい就職してほしいという思いがある。そんな事例を生み出したいと回答がありました。

24ページ、2. 2. 3 定住・移住推進費。

定住・移住関連補助金について、住宅改修事業費補助を令和8年度で終了する理由はとの問いに、この補助制度は開始から10年以上経過している。ある程度事業目的は達したという認識の下、スクラップ・アンド・ビルドするものであるとの回答がありました。

26ページ、社会教育課、13. 1 社会教育総務費。

義務教育学校の5年生県外体験学習事業について、行程は令和7年度とほぼ同じか、同じ行程ならば事前研修は不要ではないかとの問いに、行程はほぼ同じである。事前研修は必要に応じて行うことにしているが、引率者も替わるため必要だと認識しているとの回答がありました。

27ページ、13. 3の資料館運営費であります。

総経費に対して入館料が極めて少額である。入館者を増やすための対策を進めてほしいとの問いに、予算の範囲内で工夫した事業を展開していくとの回答がありました。

29ページ、教育総務課です。11. 3の教育諸費。

義務教育学校8年生海外研修事業について、以前は高校生も対象となっていたが、令和8年度は対象としないのかとの問いに、令和8年度からは高校生は対象外とした。すみ分けを行ったとの回答がありました。

30ページ、11. 5の地域若者教育推進費。奥流・南麓寮の運営管理事業です。

寮費の値上げは、いつされたかの問いに、令和7年度より月額4万円から7,000円値上げして4万7,000円としているとの回答がありました。

32ページ、デジタル推進課です。2. 3. 1情報政策費。

情報基盤設備の民間譲渡に係る高度化改修補助について、何をもって高度化改修なのかとの問いに、通信速度を上げるための改修が高度化改修であるとの回答がありました。

同じ科目、DX推進アドバイザー事業。

起業型ではなく、副業型を選択した理由はとの問いに、起業型の要件では月の半分を出勤してもらう必要があり、ハードルが高いためとの回答がありました。

34ページ、くらし環境課です。2. 5. 2路線バス対策費の中の公共ライドシェア事業。

車両は町が用意、運行は業者委託ということでよいかとの問いに、令和8年度は既存の公用車を活用する予定であるとの回答がありました。

同じく、公共交通関係事業。

大井川鐵道が地名まで開通した際には、町営バスの重複区間の運行は取りやめるのかとの問いに、地名まで開通したとしても全線開通するまで町営バスは家山駅まで運行する予定であるとの回答がありました。

37ページ、観光交流課、7. 1. 4観光費。

寸又峡プロムナードコース魅力化事業の中で、協力金により何をしたいという広報が必要であると考えますが、いかがかとの問いに、必要であると考えている。見せ方を検討しているところとの回答がありました。

38ページ、地域活性化起業人事業について。

団体客の受入体制の弱点はどう捉えているかとの問いに、食事の提供、滞在時間の短さが挙げられると回答されました。

また、委員会採決前には議員から、今後の公共施設の修繕や改修に関しまして、公共施設

等総合管理計画にのっとり、その必要性と優先順位を十分配慮していく必要があるのではないかと総括的な質疑があり、それに対して町長から、歳入確保対策と併せて副町長を中心に検討する組織を立ち上げる、そして順次検討を進めていく旨の回答をいただきました。

以上のおり報告いたします。

最後に、円滑な委員会運営ができましたことを皆様に感謝申し上げます。また、要点を押さえて作成された資料やモニターを活用し、町が実施する事業の目的や概要など、非常に分かりやすく効率的な説明であったという所感を述べさせていただきます。

来年度は、さらに1つ前へ進めていただいて、事業の必要性、これを十分に議員に説明できるような形で進めていただければ、行政側も議員側も1つ前へ進んでいけると思います。

以上で報告を終わります。

○議長（澤西省司君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第22号、令和8年度川根本町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（澤西省司君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、令和8年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第23号、令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、令和8年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第24号、令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、令和8年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第25号、令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、令和8年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、令和8年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第27号、令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第27号、令和8年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第28号、令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(澤西省司君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(澤西省司君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、令和8年度川根本町簡易水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長(澤西省司君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回川根本町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 3月24日

議 長 澤 西 省 司

署 名 議 員 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 野 口 直 次